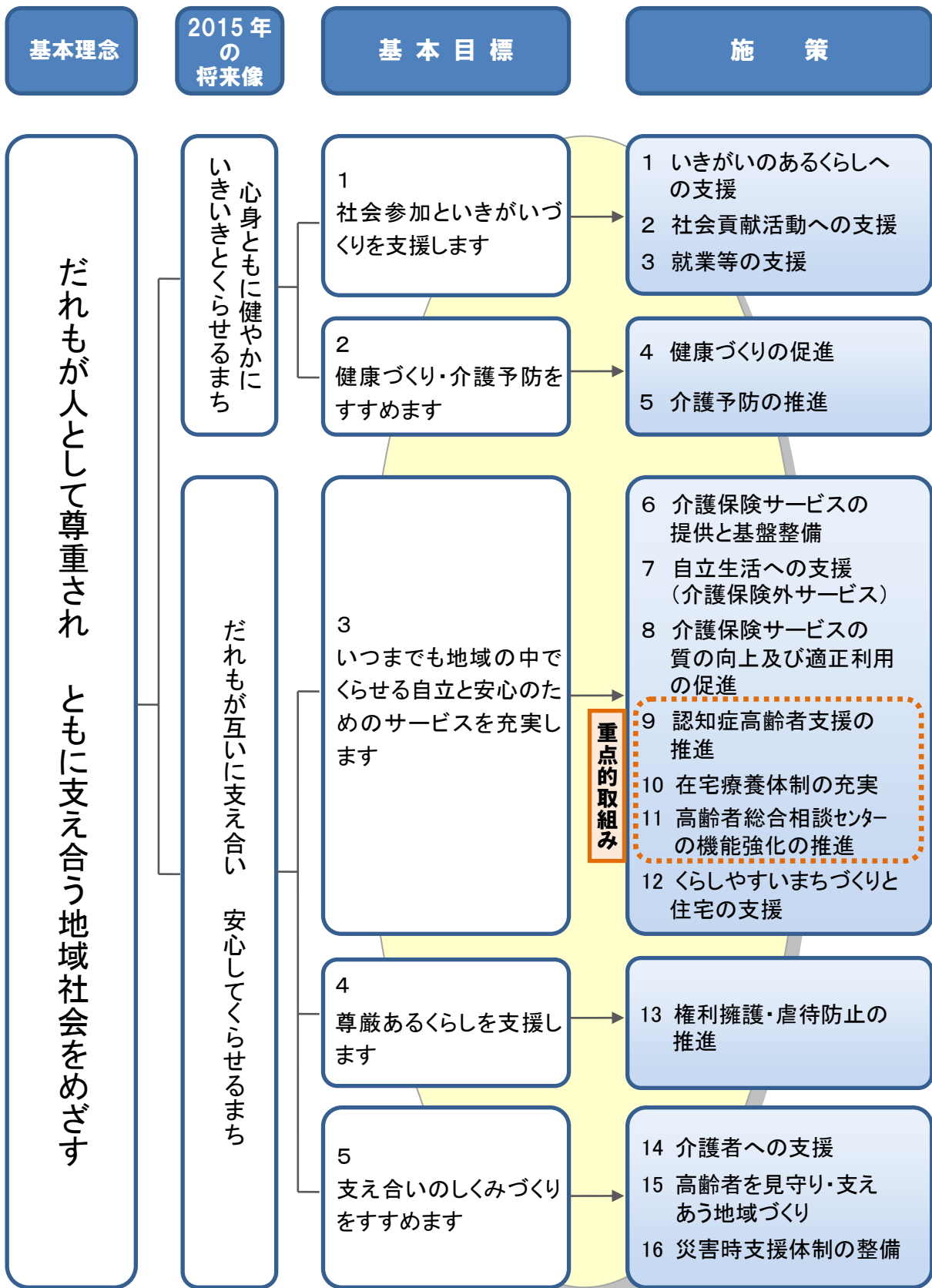


第3章

施策の推進

第1節 高齢者保健福祉施策の体系



重点的取組み

第3章 施策の推進の見方

【基本目標1】

社会参加といきがづくりを
支援します

- 施策1 いきがいのある暮らしへの支援
- 施策2 社会貢献活動への支援
- 施策3 就業等の支援

各基本目標を
支える施策

地域活動への参加などを通して社会とのかかわりを持ち続けていくことは、その人らしい生き生きとした暮らしの継続につながると考え指標としました。

指標を設定した理由

指標名	現状（平成22年度）	目標（平成26年度）
【調査】 地域活動参加者の割合 （一般高齢者調査）	23.7%	30%

注) 【調査】とあるのは、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査項目を表します。

本計画では、基本目標ごとに進捗状況（成果）を評価するための「指標（数値目標）」を設定しています。
「基本目標」を達成するために、目指す数値を示しています。

【基本目標 1】

社会参加といきがいつくりを 支援します

施策 1 いきがいのある暮らしへの支援

施策 2 社会貢献活動への支援

施策 3 就業等の支援

地域活動への参加などを通して社会とのかかわりを持ち続けていくことは、その人らしい生き生きとした暮らしの継続につながると考え指標としました。



指 標 名	現状（平成 22 年度）	目標（平成 26 年度）
【調査】 地域活動参加者の 割合 （一般高齢者調査）	23.7%	30%

注) 【調査】とあるのは、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査項目を表します。

施策 1 いきがいのある暮らしへの支援

高齢者が地域においていきいきと活動できるよう、地域における活動の場を整備します。また、多様化するニーズに応じた活動へのきっかけづくりや人材育成などを支援し、高齢者の自己実現の機会の拡充を図ります。

1. 現 状

いきがいの感じ方は人様々ですが、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の一般高齢者調査では、趣味や仲間づくり、家族とのだんらんにいきがいを感じるとの回答が多くありました。

ことぶき館等の高齢者施設で自主活動の支援をしているほか、生涯学習施設等でも様々な内容で講座や講習会などを実施するなど、機会・場の提供を行うとともに、地域の支えあいによるいきがいくづくりを支援しています。

(1) 高齢者が活動しやすい環境づくり

- 区では、ことぶき館を地域に配置し、高齢者の趣味の活動や仲間づくりの場の支援を行ってきました。しかし、高齢者のライフスタイルやニーズの多様化、介護予防や体力づくりの取組みの必要性、高齢者の社会貢献活動の拠点の必要性の高まりなど、社会状況の変化に対応するため、平成 20 年度から、現在の機能を維持しつつ主に区民相互の交流の拠点としての地域交流館と、ボランティアなどの社会貢献活動の場としての機能を付加したシニア活動館へ、それぞれ機能転換を進めています。
- 機能転換の際には、できるだけバリアフリー化を行い高齢者の利用しやすい環境整備を行うとともに、指定管理者制度を導入し、民間事業者のアイデアを活かした運営に切り替えています。
- シニア活動館及び地域交流館の整備数は、平成 23 年度にシニア活動館を 2 館、地域交流館を 7 館にすることを目標にしていたましたが、この目標を達成しています。

(2) 生涯学習の視点から

- 高齢者を含め幅広い世代の区民の活動の場として、生涯学習館が6館、地域センターが10か所あり、活発に活動が展開されています。
- 地域活動に関する情報は、各地域の掲示板で情報発信しています。

(3) 地域の支えあいから

- 地域ではボランティアによる自宅や公共施設を活用したふれあい・いきいきサロンがあり、仲間づくりと手芸や料理などそれぞれ特色ある活動を行って、高齢者のいきがいくづくりを支援しています。
- ふれあい・いきいきサロンは、平成23年度に60サロンにすることを目標にしていたが平成22年度末では56サロンとなっています。

平成22年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

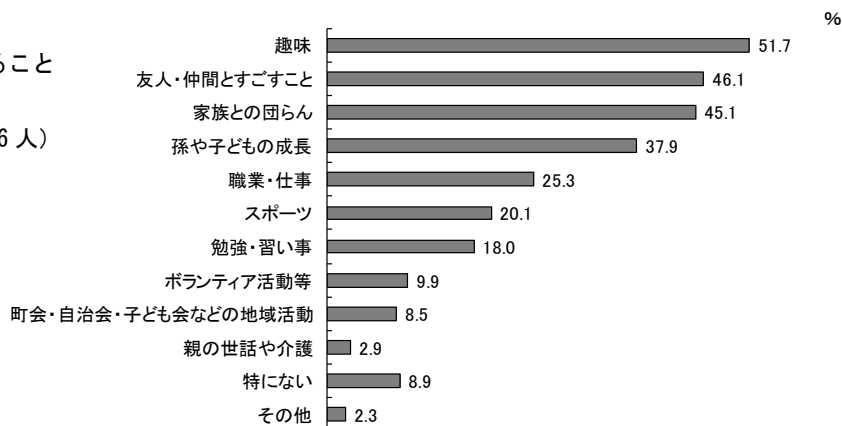
いきがいは「趣味」「友人・仲間とすごすこと」

65歳以上の一般高齢者がいきがいを感じることは、「趣味（51.7%）」が最も多く、次いで「友人・仲間とすごすこと（46.1%）」「家族との団らん（45.1%）」の順となっています。【一般高齢者調査】

40歳～64歳の方についても、同様に「趣味（56.8%）」が最も多く、次いで「家族との団らん（54.3%）」「友人・仲間とすごすこと（44.0%）」「職業・仕事（43.8%）」の順となっています。【第2号被保険者調査】

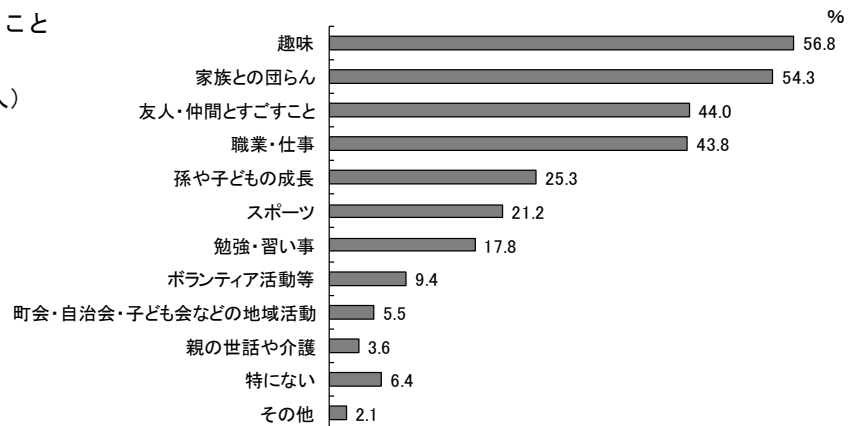
【一般高齢者調査】

いきがいを感じること
(複数回答)
(回答者数=2,626人)



【第2号被保険者調査】

いきがいを感じること
(複数回答)
(回答者数=822人)



2. 課題

- 新たないきがい活動や介護予防活動、ボランティアなどの社会貢献活動にも対応できるよう、ことぶき館の機能転換を進める必要があります。機能転換の際には、高齢者が安全に活動できるよう、バリアフリー化などの施設整備をする必要があります。
- 定年退職などにより新たに仲間づくりや趣味活動をしたいと思っている高齢者が、身近な地域で気軽に参加できるようなきっかけづくりが必要です。機能転換をした施設には指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウを生かした魅力のある事業展開をする必要があります。
- 様々な経験・能力をもった高齢者が自ら企画して、広く参加を募って、活動を広げていくための場やノウハウを共有できるしくみが必要です。
- 地域活動に関する情報共有のしくみを工夫していく必要があります。
- ふれあい・いきいきサロンの後継者の育成と多世代の参加ができるよう、運営支援やPR等の支援をする必要があります。

3. 今後の取組みの方向性

(1) いきがい活動の支援と拠点整備

- 既に機能転換を行ったシニア活動館 2 館、地域交流館 7 館に加え、現在 12 か所あることぶき館をシニア活動館 3 館、地域交流館 9 館へ機能転換し、高齢者のいきがい活動や仲間づくりの場の充実を図るとともに、できるだけバリアフリー化を行うなど、高齢者が利用しやすい環境整備を進めます。
- シニア活動館と地域交流館をいきがい活動の拠点として、新宿いきいき体操などの介護予防活動を推進するほか、趣味活動や地域活動、仲間づくりのきっかけとなるような特色のある事業を指定管理者と連携しながら展開します。

(2) 新たな参加者を募るための周知・プログラム改善

- 地域センターや生涯学習館などで行っている事業や団体の紹介などを、イベント時や機関誌などを通して、より一層の周知を図ることにより、参加を促し、いきがいを持った高齢者を増やすことに努めます。また、区民自らがプロデュースした講座に高齢者が新たに参加しやすいように制度設計を行います。

(3) 地域の支えあいへの支援

- ふれあい・いきいきサロンの活動を広く周知し、後継者の発掘を行うとともに、拠点となる場所の新規開拓を行っていきます。

4. 施策を支える事業

○新宿区第二次実行計画（平成 24～27 年度）の計画事業

	23 年度末見込	26 年度 目標
	23 年度末見込	26 年度 目標

○その他の事業

事業名（担当課）	事業概要
高齢者クラブへの支援・助成 （福祉部高齢者サービス課）	地域の高齢者が老後の生活を健全で明るいものにするため、自主的に組織して運営する高齢者クラブ及び高齢者クラブ連合会の事業費の一部を助成します。
敬老会 （福祉部高齢者サービス課）	77 歳以上の高齢者を演芸などの催しに招待し、長寿を祝います。
高齢者福祉大会 （福祉部高齢者サービス課）	高齢者クラブ会員及びことぶき館等の利用者が、日頃研鑽した唄や踊りを発表するため、年 1 回、秋季に開催します。
ライフアップ講座 （新宿未来創造財団）	生涯学習に対する多様なニーズに応えるため、年代・目的・目標別など多様なカテゴリーのプログラムを実施するとともに、定期的な学習機会の提供による、新しい仲間づくりの場とします。
生涯学習フェスティバル （新宿未来創造財団）	生涯学習活動者の日頃の文化芸術活動の成果を発表するとともに、区民に鑑賞の場を提供します。

事業名（担当課）	事業概要
ふれあい・いきいきサロン （福祉部地域福祉課） （新宿区社会福祉協議会）	地域住民の誰もが気軽に参加でき、高齢者の閉じこもり・引きこもりの予防や地域交流・異世代交流などにもつながるサロンの普及と参加を促します。

5. 指 標

指 標 名	現 状（平成 22 年度）	目 標（平成 26 年度）
ことぶき館・地域交流館の 利用登録者数	4,457 人	5,000 人

施策 2 社会貢献活動への支援

高齢者が永年培ってきた経験・知識を地域で社会貢献活動などに結びつけることができるよう支援を行います。

また、高齢者自らが主体的に活動できるよう、ボランティア活動や地域活動などの社会貢献活動の拠点となる場の整備を図ります。

1. 現 状

(1) ことぶき館の機能転換

- 区では、ことぶき館を、これまでの自主活動の場としての機能を維持しつつ、高齢者の社会貢献活動の拠点として、これから新たに地域社会に参加する人たちが、いきがづくり、健康づくり、社会貢献活動等、多様な活動に利用できるようにシニア活動館として機能転換をすすめています。
- シニア活動館の整備数は平成 23 年度に 2 館を目標としていましたが、ことぶき館の機能転換により、ボランティアなどの社会貢献活動の場として 2 館がシニア活動館に転換し、目標達成しています。

(2) 自主的活動への支援

- 高齢者の生活支援、介護予防やいきがいと健康づくりに関する活動等を行う個人と団体に対し、基金利子等による高齢者福祉活動事業助成を行っています。地域での自主活動としては、ボランティアによる会食方式の食事サービス等が行われています。
- 平成 21 年度から開始した介護支援ボランティア・ポイント事業は、ポイントが貯まることで、よりやりがいを感じることを目指した事業です。
- 「高齢者の保健と福祉に関する調査」によると、65 歳以上の高齢者で、現在、地域活動（町会・自治会、子供会など）やボランティア活動等を、

「現在、継続的にしている」「時々している」を合わせると、23.7%となっています。

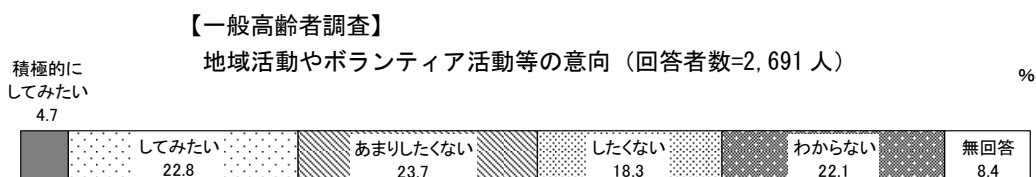
(3) 新宿区社会福祉協議会等によるコーディネート

- 社会福祉協議会内のボランティア・市民活動センターでは、個人や団体の希望に沿った活動の調整を行い、活動したい方、活動してほしい方を結びつけ、地域活動への参加をすすめています。また、シルバー人材センターにおいても、社会参画委員会を中心に、社会貢献活動を実施し、多くの実績が上がっています。

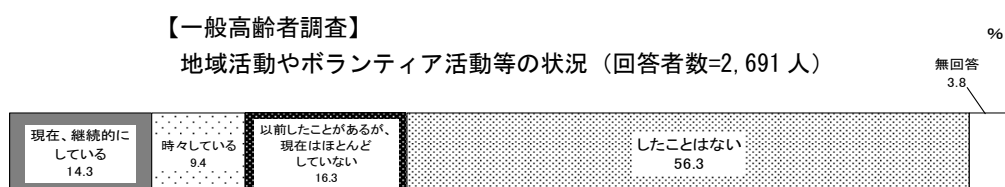
平成 22 年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

地域活動等は 3 割が参加の意向、半数が経験なし

65 歳以上の一般高齢者に対する「あなたは、今後、地域活動やボランティア活動等をしてみたいですか？」という質問に対して、「積極的にしてみたい (4.7%)」「してみたい (22.8%)」と回答した人を合わせると、参加したいという意向があったのは約 3 割となっています。【一般高齢者調査】



一方、実際の地域活動やボランティア活動等の状況については、「現在、継続的にしている (14.3%)」「時々している (9.4%)」と回答した人を合わせると、現在活動しているのは約 2 割であり、「したことはない」と回答した人は 56.3%となっています。【一般高齢者調査】

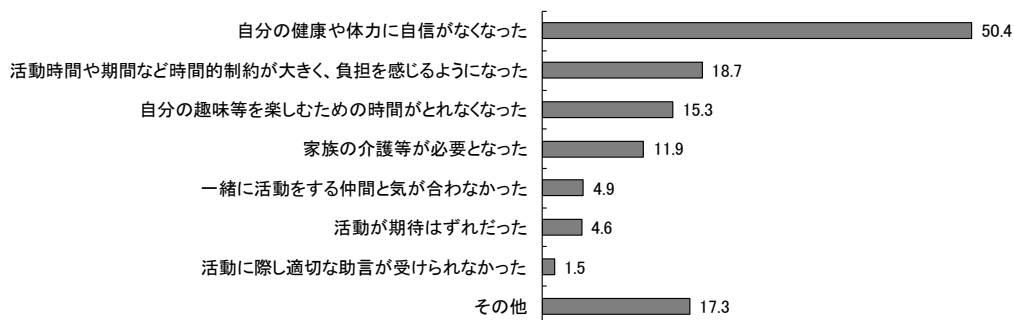


以前していた地域活動を現在していない理由は「健康や体力に自信がない」

地域活動等を以前していたが、現在はしていないと回答した方の理由は「健康や体力に自信がなくなった (50.4%)」が最も多くなっています。【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】

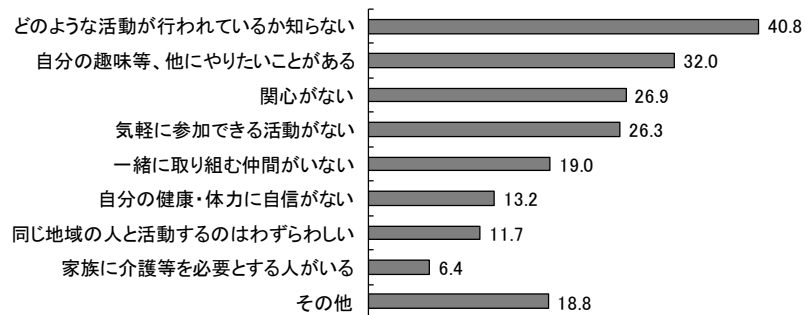
現在、地域活動やボランティア活動等をしていない理由 (複数回答) (回答者数=411人)



なお、40歳から64歳までの方が地域活動等をしたことがない理由は、「どのような活動が行われているか知らない (40.8%)」が最も多くなっています。【第2号被保険者調査】

【第2号被保険者調査】

現在、地域活動やボランティア活動等をしたことがない理由 (複数回答) (回答者数=532人)



2. 課題

- シニア世代（50歳以上）を含む高齢者が、身近な地域で自らの力を活かし、多様な社会貢献活動に気軽に取り組むことができるよう、活動拠点の整備を図る必要があります。また、地域でボランティア活動等を行う個人や団体が継続して活動できるよう支援を行う必要があります。
 - ボランティア活動や社会貢献活動等を今後のいきがいとしたいと考えている人の希望を実際の活動に結びつけていくことが、いきがいつくりにも、地域での支えあいの輪の充実にも必要です。
 - 人材育成のための講座等を実施するとともに、修了生や新宿未来創造財団の登録者など、活動希望者と地域のニーズを幅広く調整できるしくみづくりが必要です。
 - 地域で活動したい人を対象に、一人ひとりの自己実現の意向に沿った形で地域活動へ参加できるよう、情報提供等のしくみづくりが必要です。
 - 身近な地域から広域の活動まで、様々な分野の活動主体を結び、協働の橋渡しを行うとともに、分野や目的など必要に応じたネットワークづくりの支援を充実させることが必要です。また、ボランティア活動等へのきっかけづくりを行っていきます。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 活動拠点と自主活動への支援

- シニア世代（50歳以上）を含む高齢者が、身近な場所で自主的な地域活動ができるよう、ことぶき館のシニア活動館への機能転換を推進します。
- シニア活動館では、地域ボランティア団体による食事サービスができる調理室を整備するなど、様々な社会貢献活動の拠点機能の充実を図ります。また、地域活動やボランティア活動に意欲のある高齢者等の、実際の活動につながるような講座等を、指定管理者と連携しながら展開し

ます。

- ボランティア活動等を行う自主団体が地域で活動できるよう、高齢者福祉活動事業助成等により支援します。

(2) 希望者への活動の場の提供に向けた体制整備

- 希望者に対してより多くのボランティア・地域活動のフィールド（実践の場）をコーディネートする体制を整えていきます。
- 人材育成のための講座等の修了生や、新宿未来創造財団の登録者など、活動希望者と地域のニーズを幅広く調整できるようなしくみを検討し構築します。
- シルバー人材センターにおける会員のいきがい及び社会参加の場として、社会貢献活動を積極的に実施します。

4. 施策を支える事業

○新宿区第二次実行計画（平成 24～27 年度）の計画事業

	23 年度末見込	26 年度 目標
	23 年度末見込	26 年度 目標

	23 年度末見込	26 年度 目標

○その他の事業

事業名（担当課）	事業概要
高齢者福祉活動事業助成等 （福祉部高齢者サービス課）	高齢者の日常生活支援、介護予防やいきがいと健康づくりに関する活動を行う人及び団体に対し、基金利子による助成を行います。
高齢者クラブによる見守り活動 （福祉部高齢者サービス課）	高齢者クラブ会員が友愛活動として、概ね 58 歳以上の高齢者クラブ会員及び近隣に居住する病弱や寝たきり、一人暮らし高齢者の家庭等を定期的に訪問し、話し相手や日常生活の援助等の活動を実践することにより、高齢者の孤独の解消を図るとともに、高齢者による高齢者支援の推進を図ります。
介護支援ボランティア・ポイント事業 （福祉部高齢者サービス課） （新宿区社会福祉協議会）	18 歳以上の区民が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に換金できるポイントを付与する事業を実施し、高齢者の介護予防やいきがいづくりを推進していきます。
ボランティア・市民活動センターの地域活動支援事業 （新宿区社会福祉協議会）	<p>ボランティア・市民活動参加の裾野を広げ、多様な世代・活動者への持続的な活動支援を行うため、総合相談、情報提供・紹介、ボランティア・市民活動状況の調査・情報収集、普及啓発事業や、講座・連絡会・交流会などの開催、各種団体との連絡調整を行います。</p> <p>ボランティア・市民活動に主体的・中心的に関わる人材を育成し、多くの区民の参加と協働を促す仕掛けづくりをすすめていきます。</p> <p>また、身近な総合相談窓口・拠点として、各地区ボランティア・地域活動サポートコーナーにコーディネーターを配置し、地域に根ざした活動の基盤整備を図ります。</p>

5. 指 標

指 標 名	現 状 (平成 22 年度)	目 標 (平成 26 年度)
介護支援ボランティア・ポイント事業の登録ボランティア数	231 名	600 名

施策3 就業等の支援

勤労者・仕事支援センターとシルバー人材センター等の連携により、多様化する高齢者のライフスタイルやニーズに対応した就労・就業を支援・促進します。

1. 現 状

(1) 高齢者の就労環境

- 「高齢者の保健と福祉に関する調査」の第2号被保険者調査の結果では、65歳まで働きたいという回答が21.2%、元気な間はずっと働きたいという回答が37.9%となっています。

その背景には、年金制度改革に伴う支給開始年齢の引き上げなどの経済的な状況の変化だけでなく、元気な高齢者が増え、健康づくりやいきがいとして就労の継続を希望しているという側面もあると考えられます。シルバー人材センターの平成22年度の入会動機によると、いきがい・社会参加は25.5%、健康維持・増進25.1%、時間的余裕22.7%、経済的理由20.0%となっています。

- また、高年齢者無料職業紹介所（新宿わく☆ワーク）に登録した求職者の採用決定の割合は平成23年度60%を目標としていましたが、平成22年度実績は36.9%と目標を下回っています。これは、採用決定数は増えているものの就労を希望し登録する高齢者が増えたことによるものです。

(2) 新宿わく☆ワークと勤労者・仕事支援センターの一本化

- 区では、平成14年12月に新宿区社会福祉協議会に委託し、高年齢者無料職業紹介所（新宿わく☆ワーク）を開設し、地域に密着した就業先の確保に力を入れて、就業意欲のある高齢者の支援を行ってきました。さらに、平成21年4月に設立した勤労者・仕事支援センターが、平成23年度にシルバー人材センターとともに新宿ここ・から広場しごと棟に移転したのを機に、新宿わく☆ワークも統合し、地域型就労支援として一体的に事業を進め、雇用先の開拓、きめ細かい支援体制を整備するなど機能を強化しています。

(3) シルバー人材センター

- シルバー人材センターは、今後需要が高まると考えられる家事援助や育児支援職種の事業開拓や独自事業の運営など新たな取組みを進めるとともに、会員数の拡大に努めています。

シルバー人材センターの求職者数（受託件数）については、平成 23 年度に 13,850 件とすることを目標としていましたが、雇用情勢の悪化や内需の回復の遅れなどにより、平成 22 年度末時点では 11,683 件となっています。

(4) ハローワークとの連携による「新宿就職サポートナビ」の設置

- 区は、平成 23 年 7 月に新宿職業安定所（ハローワーク）との連携により、区役所庁舎内に新宿区民を対象とした就労支援コーナー「新宿就職サポートナビ」を設置しました。

「新宿就職サポートナビ」は、生活保護受給者・住宅手当受給者・児童扶養手当受給者に対する就労支援のほか、経済的な理由などにより改めて就職を希望したり増収を目指す高齢者に対しても、様々な職種や雇用形態による就業機会の拡大を積極的に推進する環境を整えています。

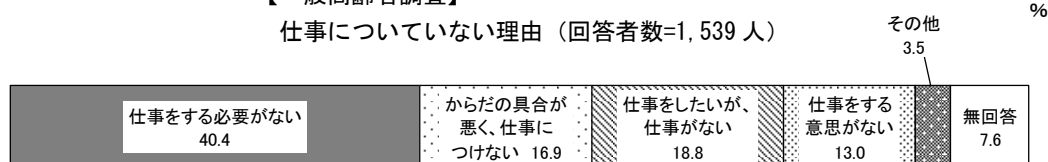
平成 22 年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

就業していない人の 2 割は仕事をする意欲あり

65 歳以上の一般高齢者の職業については、「収入のある仕事にはついていない（57.2%）」と回答した人が約 6 割でした。仕事についていない人にその理由をたずねたところ、「仕事をしたいが、仕事がない（18.8%）」という人が、約 2 割でした。【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】

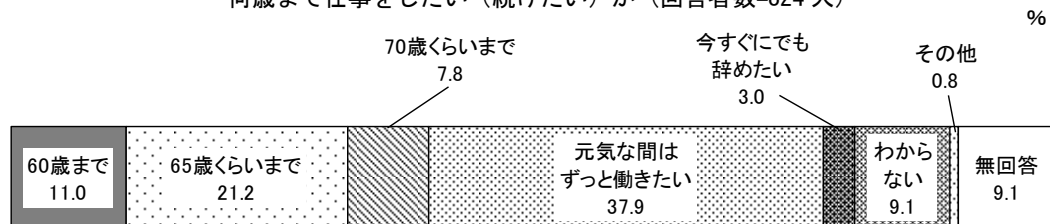
仕事についていない理由（回答者数=1,539 人）



「あなたは何歳まで仕事をしたい（続けたい）ですか？」という質問に対しては、「元気な間はずっと働きたい（37.9%）」と回答した人が最も多く、次いで「65歳くらいまで（21.2%）」「60歳まで（11.0%）」「70歳くらいまで（7.8%）」となっています【第2号被保険者調査】

【第2号被保険者調査】

何歳まで仕事をしたい（続けたい）か（回答者数=824人）



2. 課題

- 知識や経験が豊富で、就業意欲の高い高齢者が働き続けられるように、多様な働き方に応じた就業機会の確保を進める必要があります。
- ハローワーク等関係機関との連携による求人開拓や情報提供を一層推進する必要があります。
- 勤労者・仕事支援センターの高年齢者無料職業紹介所（新宿わく☆ワーク）における希望する仕事と供給できる仕事のマッチングを促進する必要があります。
- シルバー人材センターは、会員数の伸び悩みがあります。更に周知度の向上を図る必要があります。また、就業機会の確保を進める必要があります。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 関係機関相互の連携強化

- 「新宿就職サポートナビ」の設置などハローワーク等関係機関と~~の~~連携し、就業機会の拡大を図ります。

また、新宿ここ・から広場しごと棟内でともに事業展開する勤労者・仕事支援センターとシルバー人材センターが、高齢者の就業についてより効果的な支援ができるよう互いに連携していきます。

(2) 勤労者・仕事支援センターを通じた就業機会の拡大

- 勤労者・仕事支援センターでは、仕事を提供してくれる企業を開拓し、面接会を多く開催することにより、就業機会の拡大に努めます。また、求職者に対しては、セミナーなどを行い、レベルアップを図るよう努めます。

(3) シルバー人材センターを通じた就業機会の拡大

- 会員の入会促進、周知により、シルバー人材センターを通じた就業機会を拡大します。
- 少子高齢化に対応する家事援助・育児支援サービス等に取り組むことにより、さらなる事業開拓を図ります。

4. 施策を支える事業

○新宿区第二次実行計画（平成 24～27 年度）の計画事業

	23 年度末見込	26 年度 目標

○その他の事業

事業名（担当課）	事業概要
シルバー人材センターへの支援 (福祉部地域福祉課)	新宿区シルバー人材センターは、登録会員に対し、高齢者の経験や技能に応じた仕事の紹介や支援をします。また、区は就業機会の開拓・拡充に努める新宿区シルバー人材センターの運営費を助成します。

5. 指 標

指 標 名	現 状 (平成 22 年度)	目 標 (平成 26 年度)
シルバー人材センターの受託件数	11,683 件	未定

【基本目標 2】

健康づくり・介護予防を すすめます

施策 4 健康づくりの促進

施策 5 介護予防の推進

自分自身が健康であると感じることは、地域の中での自立した生活や様々な活動を継続していくことにつながると考え指標としました。



指 標 名	現状（平成 22 年度）	目標（平成 26 年度）
【調査】 健康と回答した 高齢者の割合 （主観的健康観／ 一般高齢者調査）	70.9%	75%

注) 【調査】とあるのは、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査項目を表します。

施策 4 健康づくりの促進

高齢期特有のこころや体の特徴をふまえて、高齢者の健康づくりを支援するために、様々な機会を提供していきます。健康診査を通じて生活習慣病の予防や早期発見と適切な健康管理ができる体制づくりとともに、高齢者のためのこころのケアなどにも取り組んでいきます。

1. 現 状

(1) 健康診査等の状況から

- 新宿区国民健康保険被保険者の特定健康診査受診率は、平成 23 年度に 50%を目標としており、東京都国民健康保険団体連合会の平成 22 年度集計（速報値）では 31.5%となっています。
- 「高齢者の保健と福祉に関する調査」によると 65 歳以上の一般高齢者のうち、現在治療中の病気がある人は 70%を超えています。また、治療中の病気として約 50%が高血圧症と回答しており、続いて脂質異常、糖尿病となっています。特に、糖尿病は、病状の進行により身体障害をもたらし、高額な医療費を必要とすることがあります。
- 前計画において、70 歳以上で 22 本以上の歯をもつ人の割合は、平成 23 年度に 78%以上を目標としていましたが、平成 22 年度末実績は 73.9%と、目標値を若干下回っています。60 歳、70 歳で重度の歯周病にかかっている割合は、5 割以上と高くなっています。
- 65 歳以上のひとり暮らし高齢者では、友人、知人などと一緒に食事をする頻度が「月 1 回以下」は 36.7%となっています（健康づくり区民意識調査より）。
- 高齢者のうち毎日外出する人の割合については、平成 23 年度に 58%を目標としていましたが、「高齢者の保健と福祉に関する調査」によると、64.2%と平成 19 年度の調査結果である 55.6%を大きく上回り、目

標達成しています。

(2) こころの健康

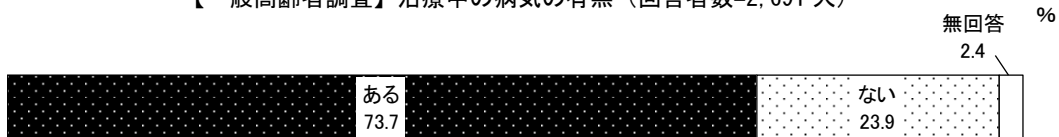
- 高齢期のうつへの取組みとして、健診票送付時にうつの早期発見・早期対応や相談窓口に関するリーフレットを同封し、普及啓発を行っています。
- こころの健康について、保健師による相談とともに専門医による「精神保健相談」や「うつ専門相談」により受診や療養について助言をしています。

平成 22 年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

治療中の病気がある 65 歳以上は 7 割超

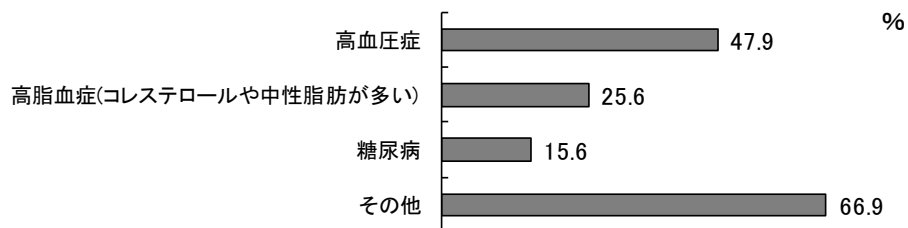
65 歳以上の一般高齢者のうち、現在治療中の病気がある人は、7 割を超えています。【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】治療中の病気の有無（回答者数=2,691 人）



また、治療中の病気については、「高血圧症（47.9%）」、「高脂血症（コレステロールや中性脂肪が多い）（25.6%）」、「糖尿病（15.6%）」など、生活習慣病が高い割合を示しています。【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】治療中の病気の種類（複数回答）（回答者数=1,968 人）



「高脂血症」は、現在、「脂質異常症」という名称が使われることがあります。

一般高齢者の2割弱に心のケアが必要

うつ傾向を把握する「こころの健康状態」の質問で、3項目以上に「はい」と答えた人の割合は17.5%です。【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】

こころの健康状況（5つの項目で「はい」と答えた数の合計）（回答者数=2,508人）

合計	0個	1個	2個	3個	4個	5個
%	48.5	19.6	14.4	7.6	5.2	4.7

17.5%

<こころの健康状況 質問項目>

(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない

(ここ2週間)これまで楽しんでやれたことが、楽しめなくなった

(ここ2週間)以前は楽にできていたことが、今ではおっくうに感じられる

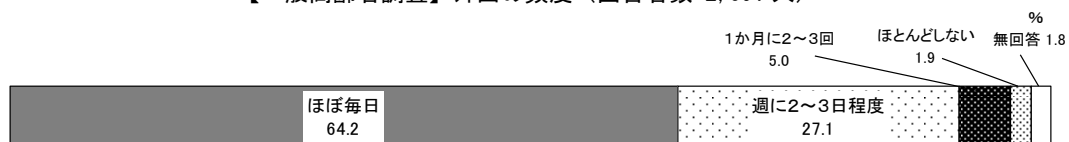
(ここ2週間)自分は役に立つ人間だと思えない

(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする

外出頻度は高い傾向

一般高齢者で「ほぼ毎日」外出すると回答した人の割合は、64.2%であり、「週に2~3日」と回答した人と合わせると、9割以上の人々が積極的に外出している状況にあります。【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】外出の頻度（回答者数=2,691人）



2. 課題

- 生活習慣病などを予防し早期に適切な治療を受けるために、高齢者にも定期的に健康診査を受けてもらうことが必要です。
- 生活習慣病の治療中でも、悪化を防ぐための健康づくりの取り組みが必要です。

- 生活習慣病の一つである歯周病についても治療や自己管理が継続できるよう動機づけを図り、歯の喪失による口腔機能の低下を予防する必要があります。
- ひとり暮らしの高齢者は、人と食事をする機会が少なく、食事内容や食を通じたコミュニケーションの充実など、高齢になっても食を楽しめるような支援の取組みが必要です。
- 高齢期の定年退職、配偶者との死別などに伴ううつなど、状況に応じた精神面への支援が必要です。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 高齢期の特徴に合わせた健康づくり対策の推進

- 高齢期特有のこころや体の特徴をふまえ、高齢者が健康づくりに関心を持って取り組めるよう、元気館事業の推進やいきいきウオーク新宿等の事業により様々な機会を積極的に提供します。
- 健康診査やがん検診の受診を促進し、生活習慣病などの疾病の予防や早期発見とともに、早期の適切な治療につなげていきます。
- 生活習慣病の悪化予防を図るために健康教育や健康相談などの取組みをすすめていきます。特に血糖値が高い方に対する悪化予防に力を入れていきます。
- 歯周病の悪化を予防し、歯の喪失、口腔機能の低下を予防するために歯科健康診査を推進するほか、高齢者を対象に義歯、口腔乾燥症に関する専門相談を実施します。
- うつの早期発見・早期対応のための知識の普及啓発をすすめます。また、うつ傾向など精神面への支援が必要な方への相談を実施します。

4. 施策を支える事業

事業名（担当課）	事業概要
いきいきハイキング （福祉部高齢者サービス課）	区内在住の歩行等健康に自信のある60歳以上の高齢者を東京近県の秋の野山に誘い、ハイキング等を行うことで、高齢者交流の場を提供し、あわせて健康保持に役立てます。
ふれあい入浴 （福祉部高齢者サービス課）	広々とした公衆浴場での入浴機会を提供することにより、健康増進と交流・ふれあいを図ることを目的に、「新宿区ふれあい入浴証」を交付します。
湯ゆう健康教室 （福祉部高齢者サービス課）	公衆浴場を「地域のふれあいの場」として位置づけ、専門職による健康に関する話や実技等を取り入れ、高齢者相互の交流機会及び外出機会の増加に伴う介護予防を推進します。
元気館事業の推進 （健康部健康推進課）	区民の運動習慣のきっかけをつくり、生活習慣病予防（メタボリックシンドローム対策）をすすめるため、各種講座や教室を開催します。 また、運動機能を高めるための筋力向上事業を行います。
いきいきウオーク新宿 （健康部健康推進課）	高齢者の健康いきがいづくりや介護予防を推進するため地域団体との協働によりウォーキングの機会を提供します。
健康手帳の交付 （健康部健康推進課）	健康保持のために必要な事項を掲載し、自らの健康管理と適切な医療に役立つ健康手帳を、希望する人に交付します。
健康診査 （健康部健康推進課）	生活習慣病の予防や病気を早期発見し、健康の保持増進のために、健康診査を行います。
がん検診 （健康部健康推進課）	がんの早期発見、早期治療のため、がん検診を行います。
歯科健康診査 （健康部健康推進課）	歯周病の予防や早期発見、早期治療のために、歯科健康診査を行います。また、疾病を改善し、歯の喪失防止、口腔機能の維持・向上のために指導や助言を行います。

事業名（担当課）	事業概要
健康相談 （健康部健康推進課） （健康部保健センター）	生活習慣病の予防や病気の悪化防止など、健康の保持増進を図るために、個別相談を実施し必要な指導や助言を行います。
精神保健講演会 （健康部保健予防課）	専門家による講演会を開催し、うつ病などこころの健康に関する正しい知識の普及啓発を行います。
普及啓発用リーフレット作成 （健康部保健予防課）	区民がうつ病・認知症（若年性認知症を含む）に早く気づき、対応していけるように、病気の知識と対応方法等についてのリーフレットを作成し、健診案内とあわせて配布します。
精神保健相談（うつ専門相談を含む） （健康部保健センター）	こころの病気に関して、精神科医師が相談、助言を行います。
健康教育 （健康部保健センター）	講演会や講習会等を通じて生活習慣病の予防やがん予防の指導や支援、知識の普及啓発を行います。
骨粗しょう症予防検診 （健康部保健センター）	骨粗しょう症の予防・早期発見のために骨密度の測定を行います。検診の結果、医療や食生活改善などが必要と判定された人に対し、指導や助言を行います。
歯科衛生相談（専門相談） （健康部保健センター）	入れ歯相談やドライマウス等高齢者に対応した歯科専門相談を行います。指導や助言を行うことにより、口腔機能の維持・向上を図り生涯にわたって生活の質の向上を目指します。
レガス健康づくり事業（レガスポ！） （新宿未来創造財団）	区民の健康・体力づくりを支援し、スポーツ活動を身近なものとしていくため、「いつでも」「だれでも」気軽に参加できる講座を実施します。
団体等と連携したスポーツ普及事業 （①健康ウォーキング ②夏休みラジオ体操） （新宿未来創造財団）	地域団体等と連携してスポーツ教室や大会などを実施・後援し、多様なスポーツに気軽に取り組む機会を提供し、スポーツ習慣の定着や健康づくりを行います。
新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン （新宿未来創造財団）	「走る」という身近なスポーツを通して、区民の心身の健康・体力づくりの推進及び生涯スポーツの実現に寄与します。

事業名（担当課）	事業概要
運動施設の管理運営 （新宿未来創造財団）	区民のスポーツ、レクリエーション活動及び相互交流の場として施設を提供することにより、区民の生涯活動を推進し、健康で快適な生活を支援します。

5. 指 標

指 標 名	現 状（平成 22 年度）	目 標（平成 26 年度）
特定健康診査受診率の 向上	31.5% （平成 22 年度東京都 国民健康保険団体連合会 速報値）	特定健康診査等実施 計画に合わせる （平成24年度 65%）
70 歳で 22 本以上の歯 を持つ人の割合	73.9%	78%

施策 5 介護予防の推進

平成 18 年度の介護保険法改正により、「介護予防事業」は、区市町村の実施する地域支援事業の一つとして位置づけられました。

介護が必要となる状態をできる限り防ぐこと、要支援の状態であっても現在の状態の維持と改善を図るための支援を進めています。

1. 現 状

(1) 介護予防事業の取組み

- 区では、65 歳以上で介護保険の要支援・要介護の認定を受けていない方を中心に、健康診査と同時に生活機能評価（日常生活を維持するために必要な心身の能力が衰えていないかを測る評価）を行っています。生活機能評価の結果、介護予防への取組みが望ましいと判断された高齢者を 2 次予防事業対象者（新宿区名称 パワーアップ高齢者）とし、要介護状態への移行を予防するために、運動、口腔、栄養、総合改善と改善内容に応じた教室事業を行っています。
- 介護予防に関心がある高齢者の割合については平成 23 年度に 80% を目標としていましたが、「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果によると、「とても関心がある(22.0%)」「関心がある(52.9%)」を合わせ 74.9% であり、平成 19 年度の調査結果である 74.4% とほぼ同じ数値となっています。
- 介護予防は継続することが重要であることから、区では、介護予防教室修了者による自主グループや地域で介護予防の取組みを行っているグループに対して出前講座を行うほか、新宿区の介護予防体操「新宿いきいき体操」の普及を行い、日常生活の中で介護予防に取り組む、まちづくりを進めています。

(2) 介護予防ケアマネジメント

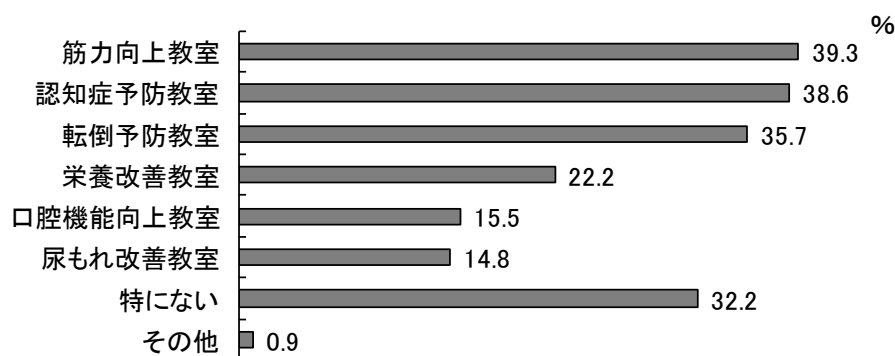
- 要支援1, 2の認定を受け、介護予防サービスを必要とする予防給付の対象者に、要支援状態の改善や要介護にならないための介護予防ケアプランを作成し、介護予防サービスの提供を行っています。

平成22年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

参加したい介護予防教室は筋力向上、認知症予防、転倒防止

介護予防のために通ってみたい教室では、「筋力向上教室（39.3%）」と回答した人が最も多く、続いて「認知症予防教室（38.6%）」「転倒予防教室（35.7%）」の順となっています。一方、「特にない」と回答した人は32.2%でした。【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】介護予防のために通ってみたい教室（複数回答）（回答者数=2,423人）



2. 課題

- 介護予防教室参加実績はほぼ横ばいの状況ですが、介護予防は高齢者自身が主体的に取り組むことが重要であり、参加希望者の多い一般高齢者対象教室についての検討が必要です。
- 介護予防は状態が悪くなる前の元気なうちから取り組む必要があるため、介護予防についての普及啓発事業を継続し、介護予防への関心を高める必要があります。

- 介護予防は、高齢者自身が主体的に取り組むことが大切であり、介護予防教室修了者が自主活動グループへ移行継続するための側面的支援として、活動場所の確保と介護予防についての具体的な情報提供が必要です。
- 新宿区介護予防体操「新宿いきいき体操」のさらなる普及が必要です。区民の組織である新宿いきいき体操サポーターの養成と活動の充実を図り、地域に根差した介護予防活動の普及が必要です。
- 介護予防のためには、要支援の人への個々の状況に即した適切な介護予防ケアマネジメントを行うことが重要であり、高齢者総合相談センターの介護予防ケアマネジメントの質の向上が必要です。また、基幹型高齢者総合相談センターによる地域の高齢者総合相談センターのケアマネジメント支援の充実が必要です。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 介護予防自主活動の展開と介護予防事業の推進

- 要介護・要支援に移行するリスクの高い高齢者（2次予防事業対象者）の把握のため、引き続き健康診査等で行う生活機能評価結果から対象者を選定し、介護予防事業への参加勧奨を行います。
また、要望の多い一般高齢者施策の充実を図り、元気なうちからの介護予防に取り組めます。
- 介護予防についての普及啓発を推進し介護予防への関心を高めていきます。
- 介護予防教室の修了者による自主グループ活動への移行を図ることで、介護予防の継続を支援します。また、自主グループの継続を支援するために、介護予防の専門講師派遣を行います。
- 新宿いきいき体操を行う区民からなる新宿いきいき体操サポーター制度を充実させ、介護予防教室等での普及活動等を行います。今後も、

新宿いきいき体操を中心とした介護予防自主活動を、地域交流館、シニア活動館等、地域に根差した場所で展開していきます。

(2) 介護予防ケアマネジメントの充実

- 高齢者総合相談センターへの介護予防ケアマネジメント研修を充実し、ケアマネジメント能力の標準化を図ります。
- 民間ケアマネジャーの支援と指導の充実を図ります。

4. 施策を支える事業

事業名（担当課）	事業概要
介護予防普及啓発事業 （福祉部高齢者サービス課）	<p>区民及び関係者を対象に介護予防普及啓発用パンフレットの配布及び外部講師による講演会を開催します。</p> <p>要介護認定を受けていない高齢者を対象に、認知症予防・尿失禁予防教室等を開催します。</p> <p>新宿区介護予防体操「新宿いきいき体操」を介護予防普及活動を行う区民「新宿いきいき体操サポーター」と協働して行います。</p>
地域介護予防活動支援事業 （福祉部高齢者サービス課）	<p>介護予防教室修了者や介護予防に関心のある高齢者に対して自主活動化を支援し、介護予防に関する知識や技術の普及啓発を図るとともに、継続した介護予防の取組みが行なえるようにします。</p>
パワーアップ高齢者選定事業 （福祉部高齢者サービス課）	<p>要介護・要支援状態に移行するリスクの高い高齢者（2次予防事業対象者）の把握のため、健康診査等で行う生活機能評価結果から対象者を選定し、介護予防事業に取り組む勧奨通知を発送します。</p> <p>また、希望者に介護予防プランの作成、介護予防教室事業への参加を促します。</p>
介護予防ケアプラン作成 （福祉部高齢者サービス課）	<p>要支援1、要支援2の認定を受け、介護予防サービスを必要とする予防給付の対象者に、要支援状態の改善や要介護にならないための介護予防ケアプランを作成します。</p>

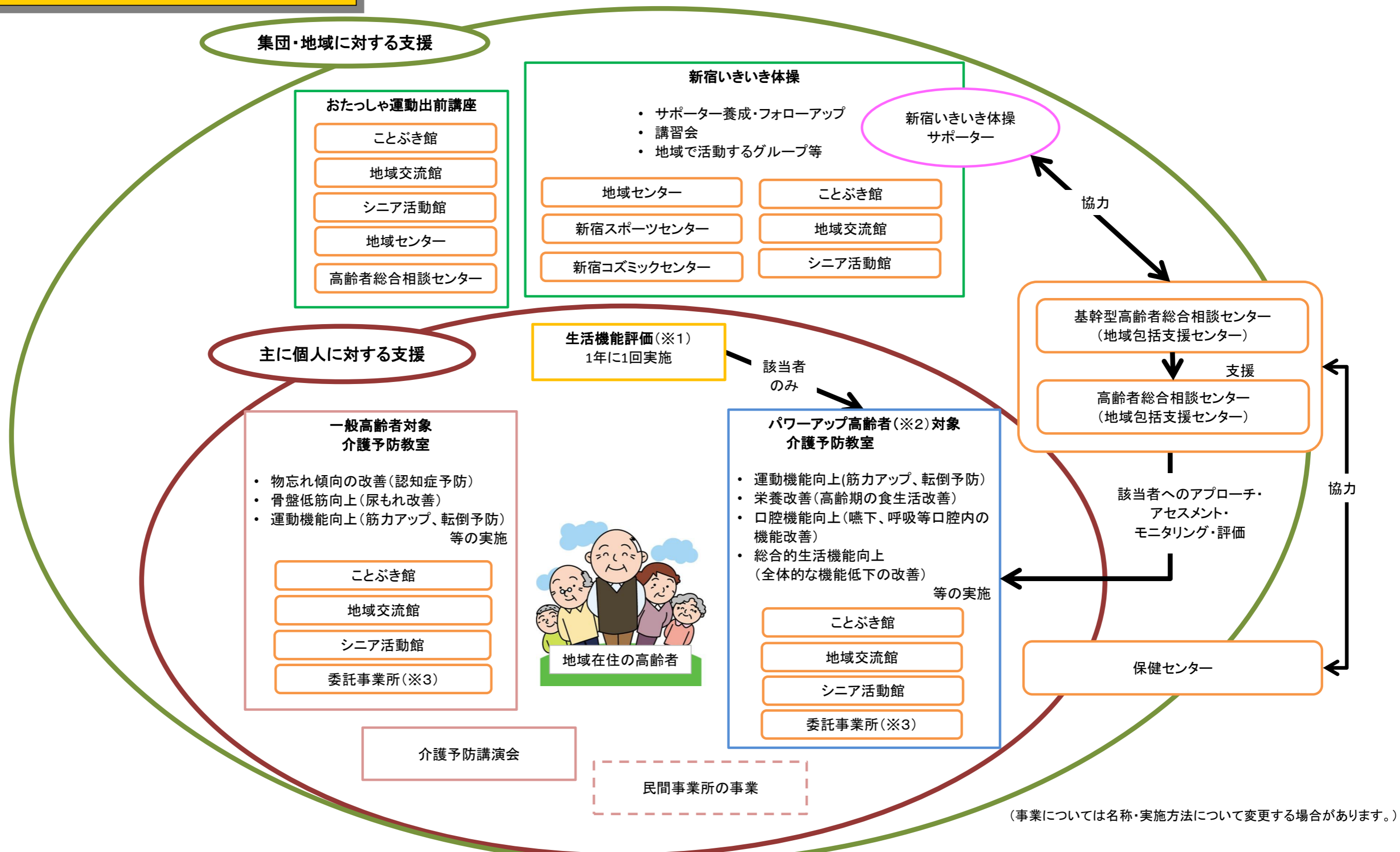
事業名（担当課）	事業概要
介護予防ケアマネジメントの質の向上 （福祉部高齢者サービス課）	国や東京都等が実施する介護予防ケアマネジメント指導者研修等に高齢者総合相談センターの職員を派遣し、介護予防ケアマネジメントの質の向上を図ります。また、区は、地域の高齢者総合相談センターの職員等に対し、適宜、実務者研修を行うとともに、相談支援体制を整え、介護予防ケアマネジメントの適切な実施を支援します。
介護予防教室 （福祉部高齢者サービス課）	要介護・要支援の認定を受けていない65歳以上の高齢者で、介護予防への取組みが必要と判定された人に対して、要介護状態への移行を予防するための、運動機能向上教室・口腔機能向上教室・低栄養改善教室を開催します。
介護予防事業の評価 （福祉部高齢者サービス課）	パワーアップ高齢者（2次予防事業対象者）及び一般高齢者に対する介護予防事業が効果的かつ適切に行われているかを評価します。
認知症・うつ・閉じこもり 予防事業 （福祉部高齢者サービス課）	認知症やうつ・閉じこもりの早期発見・早期対応のために、健康診査とあわせて行なう基本チェックリストを活用し、認知症・うつ・閉じこもりの取組みが必要判定された人を対象に、予防事業を実施します。

5. 指 標

指 標 名	現 状（平成22年度）	目 標（平成26年度）
【調査】 介護予防に関心のある 高齢者の割合 （一般高齢者調査）	74.9%	80%
介護予防教室定員充足率	83.7%	85%

注）【調査】とあるのは、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査項目を表します。

介護予防事業の取組み



※1 : 65歳以上で介護保険の要支援・要介護の認定を受けていない方を対象に実施している、日々の生活を維持していくために必要な心身の能力が衰えていないかを評価する健診。基本的に新宿区健康診査と一緒に実施。
 ※2 : 生活機能評価の結果、介護予防への取り組みが望ましいと判定された高齢者。
 ※3 : パワーアップ高齢者対象および一般高齢者対象の介護予防教室を委託している事業所。

【基本目標3】

いつまでも地域の中でくらす 自立と安心のためのサービスを 充実します

施策6 介護保険サービスの提供と基盤整備

施策7 自立生活への支援(介護保険外サービス)

施策8 介護保険サービスの質の向上及び
適正利用の促進

重点的
取組み

施策9 認知症高齢者支援の推進

施策10 在宅療養体制の充実

施策11 高齢者総合相談センターの
機能強化の推進

施策12 くらしやすいまちづくりと住宅の支援

地域包括ケアを進めるためには、認知症や在宅療養に対する支援が重要です。認知症の高齢者や介護者を支援するために、相談窓口となる高齢者総合相談センターの認知度を上げることや、身近な地域で適切な医療が受けられるように、かかりつけ医を持つことの大切さを知っていただくことは、地域包括ケアの推進につながると考え指標としました。



指標名	現状(平成22年度)	目標(平成26年度)
【調査】 高齢者総合相談センターの認知度 (一般高齢者調査)	名称 37.3% 機能 29.1% 場所 22.4%	名称 50%以上 機能 40%以上 場所 30%以上
【調査】 かかりつけ医をもつ 65~74歳の人の割合 (一般高齢者調査)	67.7%	75%

注) 【調査】とあるのは、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査項目を表します。

施策 6 介護保険サービスの提供と基盤整備

地域包括ケアのさらなる推進に向けて、地域密着型サービスをはじめとする介護保険サービスの提供体制を整備していきます。また、特別養護老人ホームについては、入所待機者の実態に関する調査に基づき、適切な計画を検討します。

◆詳しくは「第 4 章 介護保険制度によるサービス」を参照。

1. 現 状

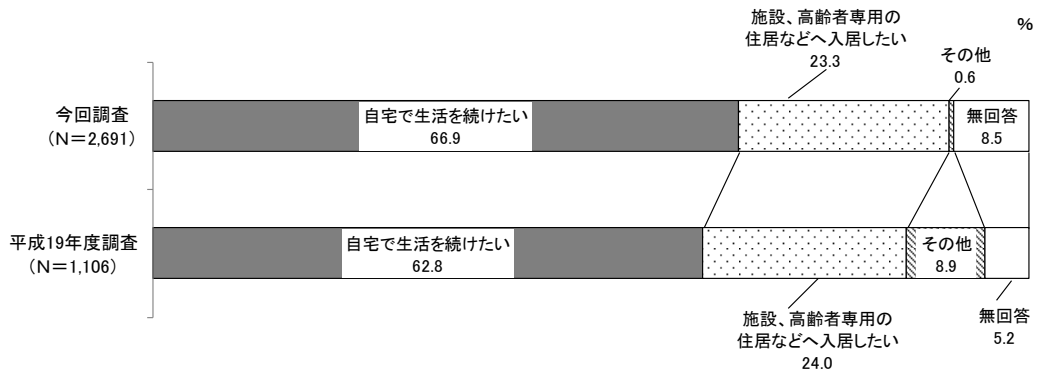
- 要介護認定者及び介護保険サービス総給付費は、いずれも平成 22 年度実績が制度開始時からほぼ倍増しています。
- いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスを重点的に整備すると同時に、在宅での生活が困難になった高齢者を支えるため、公有地の活用などによる特別養護老人ホームの整備を進めています。
- 平成 23 年度までの基盤整備目標は、小規模多機能型居宅介護 9 ヶ所、小規模特別養護老人ホーム 1 ヶ所、認知症高齢者グループホーム 9 ヶ所、特別養護老人ホーム 6 ヶ所でしたが、平成 22 年度末時点での整備数は、小規模多機能型居宅介護 3 ヶ所、小規模特別養護老人ホーム 1 ヶ所、認知症高齢者グループホーム 7 ヶ所、特別養護老人ホーム 6 ヶ所となっています。

平成 22 年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

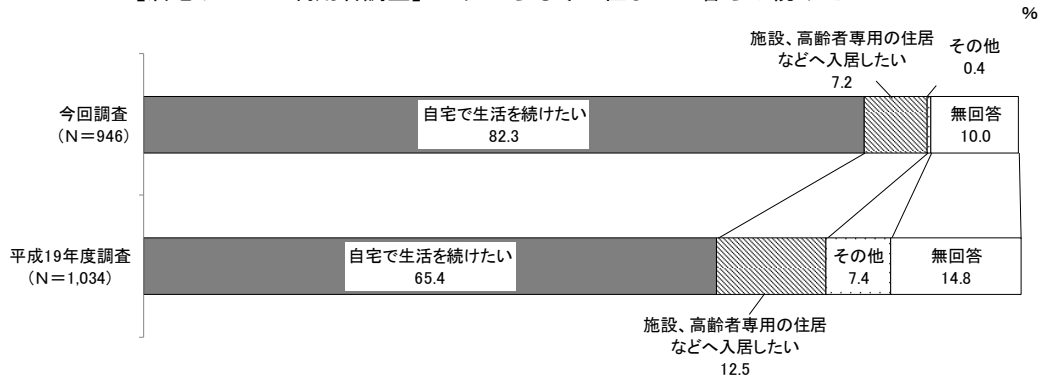
在宅志向が増加、在宅で暮らし続けるために必要なのは「住まい」「随時訪問介護・看護サービス」「往診してくれる医療機関」

「今の住まいで暮らし続けたいか」という質問に対して、「自宅で生活を続けたい」と回答した人は一般高齢者で 66.9%、居宅サービス利用者で 82.3%でした。前回調査時と比較すると、それぞれ 4.1 ポイント、16.9 ポイント増加しています。【一般高齢者調査】【居宅サービス利用者調査】

【一般高齢者調査】介護が必要になった場合、今の住まいで暮らし続けたいか



【居宅サービス利用者調査】これからも今の住まいで暮らし続けたいか



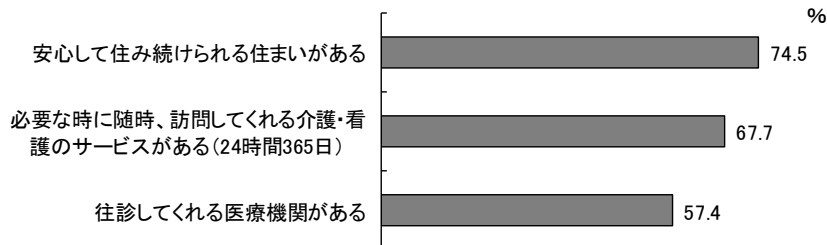
「在宅で暮らし続けるために何が必要だと思うか」という質問に対して、一般高齢者・居宅サービス利用者とも、「安心して住み続けられる住まいがある」「必要な時に随時、訪問してくれる介護・看護のサービスがある」「往診してくれる医療機関がある」がそれぞれ 1 位から 3 位を占めました。

【一般高齢者調査】【居宅サービス利用者調査】

【一般高齢者調査】

在宅で暮らし続けるために必要なこと（複数回答）（回答者数=2,451人）

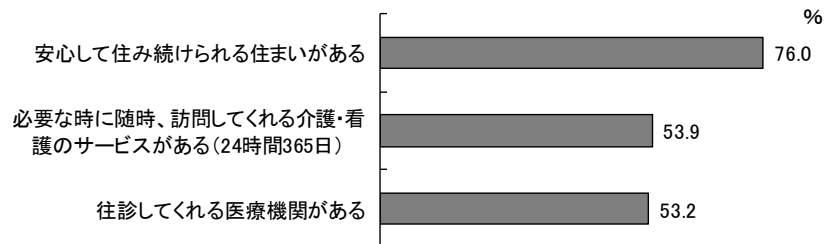
※上位3位まで抜粋



【居宅サービス利用者調査】

在宅で暮らし続けるために必要なこと（複数回答）（回答者数=865人）

※上位3位まで抜粋



2. 課題

- 「介護が必要になっても自宅での生活を継続したい」という意向をもつ人が増加する中、「地域包括ケア」を推進するためには、必要に応じて宿泊もできる小規模多機能型居宅介護や介護保険法改正で新設される「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」などの地域密着型サービスの整備を進めていく必要があります。
- 特別養護老人ホーム入所待機者は依然増加傾向にありますが、入所待機者の実態分析を行い、適切な施設整備計画を検討する必要があります。
- ショートステイは、かねてよりニーズに対する不足が指摘されており、「高齢者の保健と福祉に関する調査」のケアマネジャー調査でも、居宅

サービスの中で最も不足しているサービスにあげられています。これまでのように、特別養護老人ホームの整備の機会に併設するだけではニーズへの対応ができないため、今後はショートステイ単独での整備も進めていく必要があります。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 地域包括ケアのさらなる推進に向けたサービスの整備

- 介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケア」のさらなる推進に向けて、各種の介護保険サービスの提供体制を整備していきます。
- 公有地の活用等により、小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの整備を進めます。
- ニーズの高いショートステイについて、住み慣れた地域での在宅生活を支え、介護者の負担を軽減するために、これまでの特養併設型に加え、単独型での整備を検討していきます。
- 平成 23 年度に実施される定期巡回・随時対応型訪問介護看護のモデル事業の実施結果を踏まえて、同サービスを実施します。

(2) 特別養護老人ホームの整備

- 平成 23 年度に実施した、特別養護老人ホーム入所待機者の実態に関する調査の分析結果に基づき、適切な施設整備計画を検討します。
- 在宅生活が困難な方のために、公有地の活用などにより、特別養護老人ホームの整備を進めていきます。
- 在宅生活が困難な方が的確に入所できるよう、特別養護老人ホーム入所調整システムの見直しを図ります。

4. 施策を支える事業

○新宿区第二次実行計画（平成 24～27 年度）の計画事業

	23 年度末見込	26 年度 目標
	23 年度末見込	26 年度 目標
	23 年度末見込	26 年度 目標

○その他の事業

事業名（担当課）	事業概要
医療介護支援 （福祉部高齢者サービス課）	<p>新宿区内の特別養護老人ホームに対して胃ろう等の医療処置を必要とする入所者受入のための施設運営経費を助成することで、医療処置を必要とする区民が地域での生活を営める環境を整備します。</p>
特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の入所調整 （福祉部高齢者サービス課）	<p>特別養護老人ホームの入所について、より必要度の高い人から入所できるしくみづくりと調整を行います。</p>
介護保険サービス （福祉部介護保険課）	<p>介護保険は、本人や家族が抱える介護の不安や負担を社会全体で支えあう制度です。介護保険制度は、区が保険者となって運営しています。40歳以上の人が被保険者となって保険料を納め、介護が必要と認定されたときには、費用の一部を支払って介護保険サービスを利用することができます。</p>
地域密着型サービス事業者の指定 （福祉部介護保険課）	<p>平成18年4月に創設された地域密着型サービスについては、事業所の指定を区が行います。指定に際しては、サービスの質の確保や適正な運営を図る観点から、予め地域包括支援センター等運営協議会からの意見を聴取します。</p>
在宅復帰リハビリテーション連携事業 （福祉部介護保険課）	<p>地域包括ケアの一環として、医療機関から自宅に復帰する場合や自宅で生活機能が低下した場合に、高齢者総合相談センターが一元的窓口となって、訪問・通所・入所などの適切なリハビリテーションをコーディネートします。また、区内老人保健施設（委託契約施設）を区内リハビリテーション支援拠点として位置づけ、高齢者総合相談センターへの支援やケアマネジャー等への相談・支援を行います。</p>

5. 指 標

指 標 名	現 状 (平成 22 年度)	目 標 (平成 26 年度)
【調査】 在宅生活の継続意向 (居宅サービス利用者)	82.3%	85.0%

注) 【調査】とあるのは、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査項目を表します。

施策 7 自立生活への支援（介護保険外サービス）

地域包括ケアの推進のためには、介護保険サービスとともに、介護保険では対応していない日常生活や健康保持のためのきめ細かい支援や見守り等が必要です。要介護・要支援状態になった高齢者の地域での生活を支援するため、介護保険外のサービスの充実を図っていきます。

1. 現 状

(1) 介護保険外サービスの提供

- 高齢者が住み慣れた場所で、安心して自立した居宅生活を送れるよう、介護保険に加え、高齢者とその家族を取り巻く社会環境の変化や多様なニーズに対応できる様々な保険外サービスを実施しています。各サービスの相談及び申請は、10か所の高齢者総合相談センター（一部は特別出張所）で行っています。
- 具体的には、おむつ費用助成、杖・補聴器の支給、理美容サービス、寝具乾燥消毒サービス、回復支援家事援助サービスにより高齢者の日常生活を支援しています。特に、おむつ費用助成は、平成 22 年度の年間延べ利用者数が 14,082 人と、前年の 12,671 人と比較して約 11%増加しています。
- 通所介護等食費助成利用者数については、平成 23 年度に年間 1,000 人を目標としていましたが、平成 22 年度実績は 814 人と目標を下回っています。

(2) 見守り等のサービスの提供

- 安否確認・見守りの事業として、配食サービス、緊急通報システム、火災安全システム、一人暮らし高齢者への情報誌配布事業、ちょこっと困りごと援助サービス等の事業を実施しています。
- 配食サービスの月平均利用者数については、平成 23 年度に 620 人を

目標としていましたが、平成 22 年度実績は 599 人と、目標をやや下回っています。

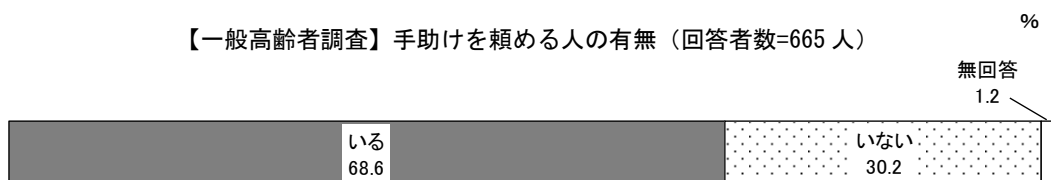
- 社会福祉協議会が実施する暮らしのサポート事業等を有機的に組み合わせることにより、高齢者の自立生活の支援を総合的に実施しています。

平成 22 年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

ひとり暮らし高齢者で手助けを頼める人がいないのは 3 割

65 歳以上の一般高齢者について、ひとり暮らしの方で、普段の生活で困った時に近所に手助けを頼める人が「いる (68.6%)」と回答した人は約 7 割、「いない (30.2%)」と回答した人は約 3 割でした。【一般高齢者調査】

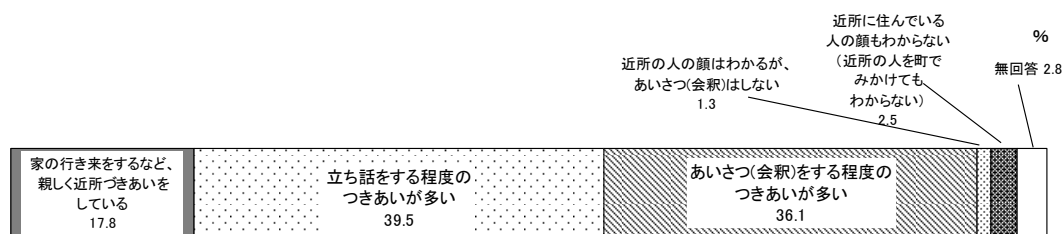
【一般高齢者調査】手助けを頼める人の有無 (回答者数=665 人)



近所づき合いの程度では「あいさつする程度」が 3 分の 1

また、近所づき合いの程度では、「立ち話をする程度のつき合いが多い (39.5%)」と回答した人が最も多く、次いで「あいさつ (会釈) をする程度のつきあいが多い (36.1%)」となっています。一方、「近所の人顔はわかるが、あいさつ (会釈) はしない」は 1.3%、「近所に住んでいる人の顔もわからない (近所の人を町でみかけてもわからない)」は 2.5%、「近所に住んでいる人の顔もわからない」は 2.5%となっています。【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】近所づきあいの程度 (回答者数=2,691 人)



2. 課題

- 住み慣れた場所で安心して自立した在宅生活を送れるよう、サービスや見守り体制の充実を図る必要があります。
- 介護保険法改正への対応及び高齢者人口の増加に伴う保険外サービスの提供方法を検討することや、多様化するニーズへの対応が必要です。
- 地域見守りの担い手である見守り協力員自身の高齢化も進んでいます。新しい担い手を増やすことが課題です。
- 安否確認・見守り事業として実施の事業等については、高齢者総合相談センターの機能強化が推進され、今後、地域包括ケアの中での検討が必要です。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 地域包括ケアのさらなる推進に向けた介護保険外サービスの再構築

- 介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケア」のさらなる推進に向けて、介護保険サービスと保険外サービスで行うものを整理し、充実すべき事業を再構築していきます。
- 高齢者人口及び保険外サービス利用者数の将来推計をより精緻に行い、保険外サービス総量を的確に把握します。
- 保険外サービスを必要としている高齢者への情報提供を充実します。

(2) 見守りを中心とした体制の充実強化

- 24時間対応の訪問介護・看護サービスの実施により、配食や見守りなどの生活支援サービスを総合的に提供するしくみづくりを推進していく必要があります。
- ぬくもりだより訪問配布事業、介護支援ボランティア・ポイント事業、

暮らしのサポート事業等を含め総合的なコーディネートを行います。

- 見守り協力員制度は周知等の工夫により、新たな協力員確保を図ります。

4. 施策を支える事業

事業名（担当課）	事業概要
配食サービス （福祉部高齢者サービス課）	65 歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯等で地域との交流に乏しく、食事の支度が困難な人に月～金曜日に昼食を宅配し、健康の維持を図り、介護予防と自立した生活を支援するとともに、配食時に安否確認を行います。
理美容サービス （福祉部高齢者サービス課）	65 歳以上の在宅の高齢者等（要介護 4～5、身障手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度等）で外出が困難な人に、調髪券を交付し、自宅で調髪・カットを行うことにより高齢者の生活支援を図ります。
寝具乾燥消毒サービス （福祉部高齢者サービス課）	65 歳以上の一人暮らし又は、在宅の寝たきりの人、身障手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度の人に寝具丸洗い及び消毒乾燥を行い、衛生的就寝の確保により日常生活の支援を図ります。
回復支援家事援助サービス （福祉部高齢者サービス課）	65 歳以上の一人暮らし等の高齢者で要介護・要支援の認定を受けていない人が、退院直後や骨折等で通院治療中のため一時的に家事援助が必要な時、ホームヘルパーを派遣します。
高齢者おむつ費用助成 （福祉部高齢者サービス課）	65 歳以上の区民で、介護保険の要介護 4～5、身障手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度の人を対象（ただし、入院している場合は要介護度等の要件は不要）です。これらの人を介護している区民に対して（家族のいない場合は本人）、申請に基づき決定した月から、月 8,000 円を限度におむつの費用を助成します。

事業名（担当課）	事業概要
補聴器・杖の支給 （福祉部高齢者サービス課）	医師が補聴器の使用を必要と認めた 65 歳以上（平成 24 年 4 月～）の高齢者に対して、委託先の補聴器会社で補聴器を支給します。また、歩行に不安のある 65 歳以上の在宅の高齢者に、杖を支給します。
高齢者緊急通報システム （福祉部高齢者サービス課）	65 歳以上の一人暮らしの高齢者等で、身体上に慢性的疾患等があり常時注意を要する方に、緊急通報用機器やペンダントの貸し出しを行います。緊急事態に陥ったときに、東京消防庁や警備会社に通報が入るシステムです。
高齢者火災安全システム （福祉部高齢者サービス課）	65 歳以上の一人暮らしの高齢者等で、疾病などにより、特に防火の配慮が必要な方に、火災警報器、自動消火装置、ガス安全システム、電磁調理器を給付します。
住宅改修・設備改修費・福祉用具購入費助成事業 （福祉部介護保険課）	日常の動作に困難がある高齢者に対し、住宅の改修費及び福祉用具購入費を給付することにより、在宅での生活を支援します。
通所サービス利用者の食費助成 （福祉部介護保険課）	通所サービスを利用した住民税世帯非課税者を対象に、食費にかかる費用の一部を助成します。
老人性白内障特殊眼鏡等の費用助成 （健康部高齢者医療担当課）	老人性白内障の治療のための人工水晶体が不適合で挿入できなかった高齢者に対し、特殊眼鏡等の購入費用の一部を助成します。

5. 指 標

指 標 名	現 状（平成 22 年度）	目 標（平成 26 年度）
配食サービス （月平均利用者数）	599 人	660 人
緊急通報システム 設置数	586 件	700 件

施策 8 介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進

多様化するニーズに対応した質の高いサービスを提供するため、介護保険サービス事業者を支援します。また、介護保険サービスの適正利用を推進するため、事業者への指導や利用者に向けた制度説明などの周知活動を行います。

◆詳しくは「第4章 介護保険制度によるサービス」を参照。

1. 現 状

(1) 介護保険サービス事業者の質の向上

- 区内の介護保険サービス事業者等で組織される協議会への支援や事業者向け研修を実施し、介護保険サービスの質の向上を図っています。
- 介護保険サービス適正化計画に沿って、事業者への実地指導、区民向けパンフレット作成などを行っています。
- 介護保険サービス事業所の実地指導の件数は、平成23年度に年間50件を目標としていましたが、平成22年度実績で60件となり、目標を達成しています。
- 利用している介護サービスの満足度については、平成23年度に85%を目標としていましたが、「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果によると、全般的にいずれの介護保険サービスについても、「満足」（「満足」もしくは「やや満足」）と回答した人が9割以上となり、目標を達成しています。

(2) 適正利用の促進

- 不適切なサービス提供や利用を防ぐため、介護保険サービス事業者への指導検査の実施、介護モニター制度の活用などにより、適正利用の促進を図っています。
- サービス利用をめぐる苦情件数は、平成17年度の170件から年々減少しており、現在は100件程度で推移しています。ここ数年では、「説

明・情報の不足」が苦情の原因の一番大きなものとなっています。

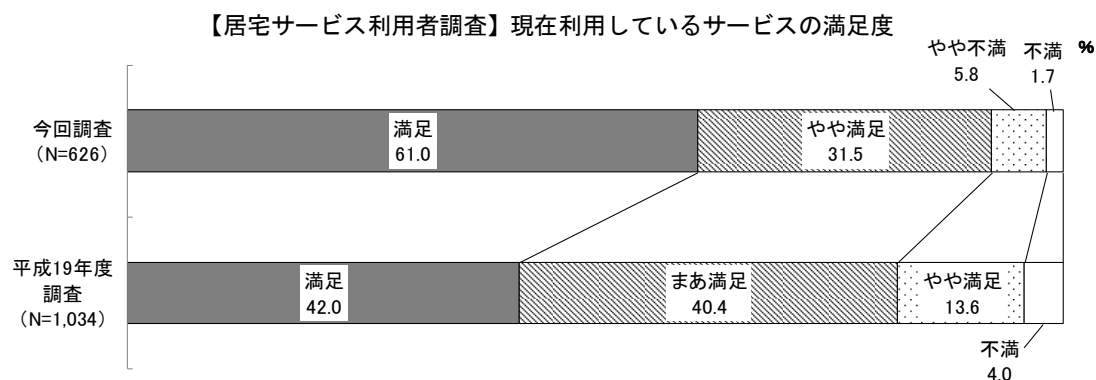
(3) 介護保険事業における人材確保と育成

- 介護従事者の人材確保・処遇改善を目的とした介護報酬の3%引き上げに加えて、平成21年度の下半期より国から介護従事者処遇改善交付金が交付されています。
- 介護保険サービス事業者向けの研修「新宿ケアカレッジ」を実施するなど、介護人材の育成を進めています。

平成22年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

現在利用している介護保険サービスの満足度は上昇

現在利用しているサービス^(※)につき満足度を質問したところ、「満足」又は「やや満足」と回答した人が90%以上でした。前回調査時は約82%であり、満足度が上がっています。【居宅サービス利用者調査】



(※) 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問入浴、通所介護、通所リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、福祉用具購入費用の支給、住宅改修費の支給

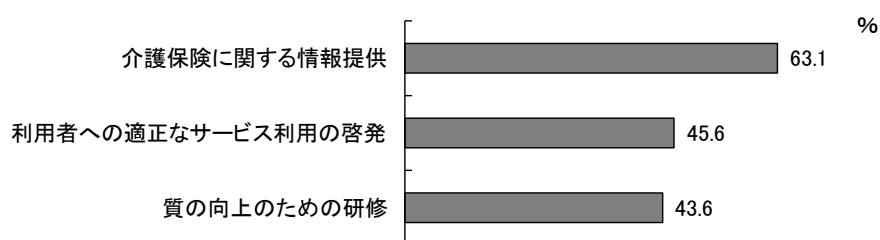
(注) 今回調査と前回調査で満足度に関する選択肢の文言が異なる

ケアマネジャー・事業者が区に望むのは「情報提供」「利用者啓発」「研修」

ケアマネジャー・事業者の立場から新宿区に望むことを質問したところ、いずれも「介護保険に関する情報提供」が1位、「利用者への適正なサービス利用の啓発」が2位、「質の向上のための研修」が3位でした。【ケアマネジャー調査】【介護保険サービス事業所調査】

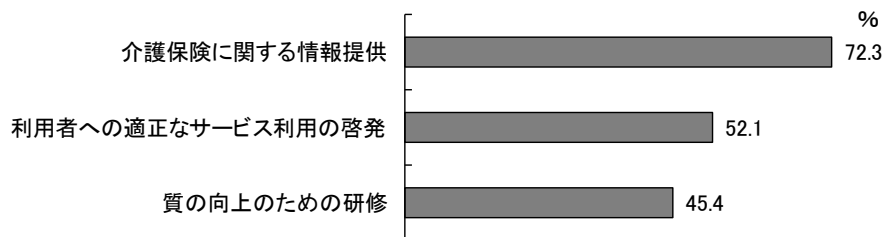
【ケアマネジャー調査】

新宿区への要望について（複数回答）（回答者数=149人） ※上位3位まで抜粋



【介護保険サービス事業所調査】

新宿区への要望について（複数回答）（回答者数=119か所） ※上位3位まで抜粋



2. 課題

- 介護保険サービス事業者が、法令や基準に基づき適正なサービス提供を行っていくとともに、より質の高いサービスを提供していく必要があります。
- 利用者ニーズが多様化する中で、事業者自身による多様なニーズに対応したサービスメニューの提供や工夫が求められています。
- 介護保険サービスの質の向上のためには、介護人材の育成が必要です。

- 適正なサービス利用のためには、利用者に対する適切な制度利用方法について普及していく必要があります。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 質の高いサービス提供に向けた事業者支援

- 多様化するニーズに対応した質の高いサービス提供を努力する事業者が利用者から選ばれ、そうした事業者の取組みが事業者間での競い合いにつながるような事業者支援を推進していきます。
- 介護の専門職としてスキルアップを目指す人材育成策を継続していきます。
- 事業者支援用のホームページを立ち上げ、情報提供を進めます。

(2) 利用者の理解を高めるための周知活動

- ホームページや各種パンフレット類の発行、高齢者総合相談センターやケアマネジャーによる制度説明など周知活動を引き続き行い、介護保険制度についての理解を高め、適切なサービス利用につなげます。
- 介護モニター制度を通じ、制度の理解を推進します。

4. 施策を支える事業

事業名（担当課）	事業概要
介護保険サービス事業者協議会への支援 （福祉部介護保険課）	区内の介護保険サービス事業者が中心となって組織されている新宿区介護サービス事業者協議会の運営を支援します。
介護保険サービス事業所向け研修 （福祉部介護保険課）	区内の介護保険サービス提供事業所を対象に、サービスの質の向上を目的とした研修を行います。
福祉サービス第三者評価の受審費用助成 （福祉部介護保険課）	介護保険サービスの質の確保や事業者選択の情報提供を目的とする福祉サービス第三者評価の普及のため、民間の介護保険サービス事業者に受審費用を助成します。
介護保険サービス事業者等表彰制度 （福祉部介護保険課）	事業所や団体が取り組んでいる様々な介護・支援事例の中から、介護保険サービスの質の向上に貢献した優秀な実践事例を区長が表彰します。
介護保険サービスに関する苦情相談 （福祉部介護保険課）	介護保険サービスの利用に際して、事業者等とトラブルがあったときは、事実関係を確認し、事業者等との調整を行います。
介護給付適正化の推進 （福祉部介護保険課）	介護報酬請求内容の点検や、適正な介護サービス利用のパンフレットの配布などを行い、介護サービス費の適正化を図ります。
介護保険サービス事業者に対する指導検査 （福祉部介護保険課）	指定基準の遵守の徹底、サービスの質の改善・向上及び適正利用の促進の観点から、介護保険サービス事業者への指導検査を実施します。
介護保険制度の趣旨普及 （福祉部介護保険課）	区民への介護保険制度の周知を図るため、サービス利用促進パンフレットを作成し配布します。また、利用者のサービス提供事業者選択の際に参考となる介護保険事業者データベースを専門業者に委託して管理しています。
介護モニター制度 （福祉部介護保険課）	介護保険制度や介護保険サービスの利用について、区民から意見を聴取し、制度運営の参考とします。

事業名（担当課）	事業概要
「しんじゅく介護の日」の 開催 (福祉部介護保険課)	国が定めた11月11日の「介護の日」にちなんで、区民それぞれの立場で介護について考え、介護に対する理解や認識を深めてもらうため、講演やパネルディスカッション、展示などによる「しんじゅく介護の日」を開催します。

5. 指 標

指 標 名	現 状（平成22年度）	目 標（平成26年度）
【調査】 介護保険サービスの利用 満足度（「満足」「やや満 足」の割合） (居宅サービス利用者調査)	92.7%	93%
事業者向けホームページ 「新宿ケア倶楽部」 アクセス数	平成23年 7月1日開設	6,000PV/月 ※PVとは、ホームペー ジを閲覧して表示された ページ数を集計したもの

注) 【調査】とあるのは、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査項目を表します。

重点的取組み 1

施策 9 認知症高齢者支援の推進

認知症の早期発見・早期治療や相談体制の強化を図るとともに、関係機関や地域とのネットワークを築き、認知症になっても高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。

1. 現 状

(1) 認知症高齢者支援における高齢者総合相談センターの機能及び医療との連携強化

- 平成 23 年 3 月末現在、介護保険の要介護・要支援認定者のなかで、日常生活に支障をきたし、何らかの見守りや支援を要する認知症の症状がある高齢者は（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ～M）、2人に1人の割合となっています。そのうち約6割の方が在宅で生活しています。

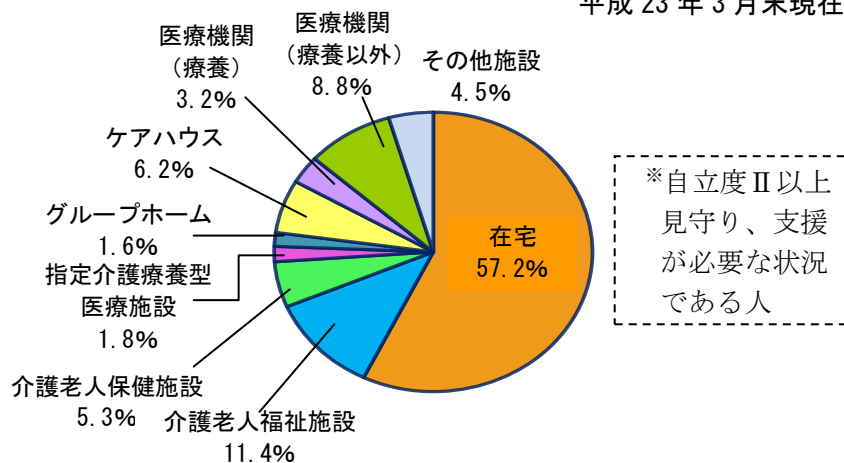
認知症高齢者自立度別の在宅の割合

平成 23 年 3 月末現在

日常生活自立度	要介護・要支援認定者数	在宅割合	
自立	2,389人	2,081人	87.1%
I	2,521人	2,131人	84.5%
Ⅱ～M	6,433人	3,678人	57.2%
合計	11,343人	7,890人	69.6%

認知症高齢者の生活場所（認知症高齢者自立度Ⅱ*以上）

平成 23 年 3 月末現在



以上「介護保険課 認定調査票に基づく集計」より

- 平成 20 年度から基幹型の高齢者総合相談センターに認知症対策担当を置き、これまで充実を図ってきた認知症予防、早期発見・早期対応の取組みに加え、普及啓発活動、認知症介護者への支援、介護サービス事業所等関係機関の認知症対応力の向上研修等、保健・医療・福祉・介護の各分野で協力し認知症高齢者を地域で支えるしくみづくりに取り組んでいます。
- 高齢者総合相談センター及び保健センターの相談業務においても、認知症高齢者に関する相談が増加しています。そこで、平成 22 年度から各高齢者総合相談センターの相談員 1 名を認知症担当者とし、相談機能の強化に努め、認知症のある単身高齢者や、介護者・被介護者双方とも認知症がある場合の対応、介護に困難をきたす行動・心理症状への対応等多様な相談にも応じています。
- ケアマネジャーや高齢者総合相談センターからは、認知症高齢者の相談の中で、特に受診が困難な人や身体合併症、行動・心理症状への対応に関して医療体制の整備を望む声が多く聞かれます。しかし、認知症・もの忘れ相談医名簿に掲載されているかかりつけ医の人数については、平成 23 年度に 50 名を目標としていましたが、平成 22 年度末時点では 32 名となっています。
- 広域な対応では、東京都が認知症の医療・ケアの充実に向けて、医療機関同士、さらには医療と介護・福祉の連携強化を図るために、平成 23 年度に二次保健医療圏に 1 か所を基本に「認知症疾患医療センター」を整備していきます。

(2) 介護者への支援と区民の理解促進への取組み

- 認知症介護者の心身の負担軽減や孤立防止のために、介護保険サービスの他、保険外サービスにおいて認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業を行っています。また、認知症の家族介護者を対象とした認知症介護者教室の実施、ならびに教室修了者が継続して集える会（OB 会）を開催し、家族介護者への支援を行っています。
- 認知症サポーター養成数については、平成 23 年度に「地域の認知症サポーター」1,800 名、「職員の認知症サポーター」400 名を目標としていましたが、平成 22 年度末時点で「地域の認知症サポーター」3,348

名、「職員の認知症サポーター」468名と、目標を大きく上回る人数のサポーターが誕生しています。

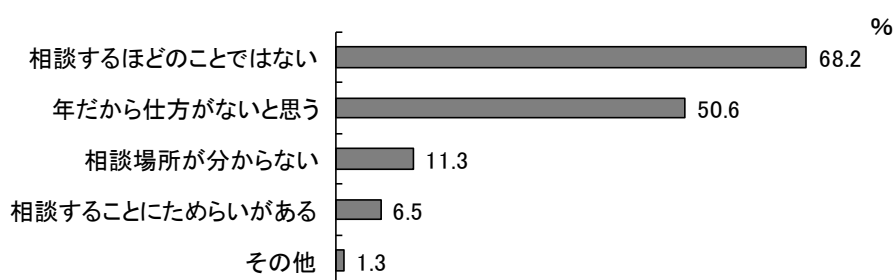
- 一方、認知症への区民の理解度について、平成23年度の区民意識調査において「早期診断・早期治療により進行を遅らせたり、生活上の障害の改善が図れる場合がある」ことを理解している人の割合は70%以上、「対応や環境によって認知症の症状が和らぐこと」を理解している人の割合は、60%以上となることを目標としていました。しかし、平成22年度の調査結果では前者が42.9%、後者が32.3%であり目標は達成していません。

平成22年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

相談しない理由は「相談するほどのことではない」「年だから仕方がない」

ここ6か月から1年の間に物忘れに加えて理解・判断力の低下を感じるがあると答えた65歳以上の一般高齢者のうち、どこかへ相談をしている人は9.7%と少数で、していない人が89.0%と多数を占めています。相談していない人の理由としては、「相談するほどのことではない」「年だから仕方がないと思う」と回答した人がそれぞれ68.2%、50.6%となっています。【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】相談していない理由（複数回答）（回答者数=876人）

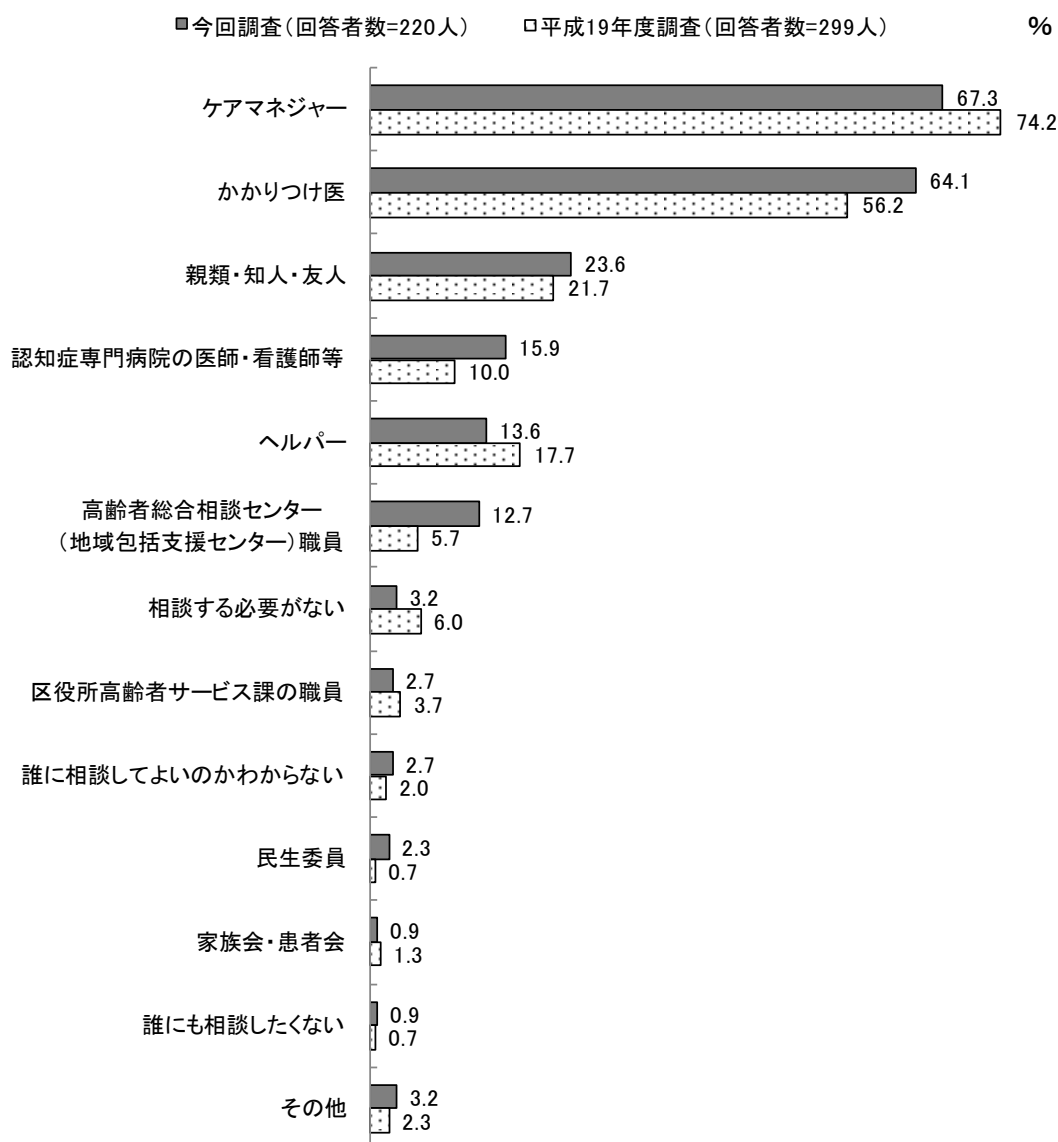


介護についての相談は、かかりつけ医と高齢者総合相談センターが増加

認知症の介護についての相談者は、「ケアマネジャー（67.3%）」が最も多く、次いで「かかりつけ医（64.1%）」となっています。平成19年度調査と比較すると、ケアマネジャーが6.9ポイント減少した一方で、「かかりつけ医」が7.9ポイント、「高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）職員」が、7ポイント増加しています。【居宅サービス利用者調査】

【居宅サービス利用者調査】

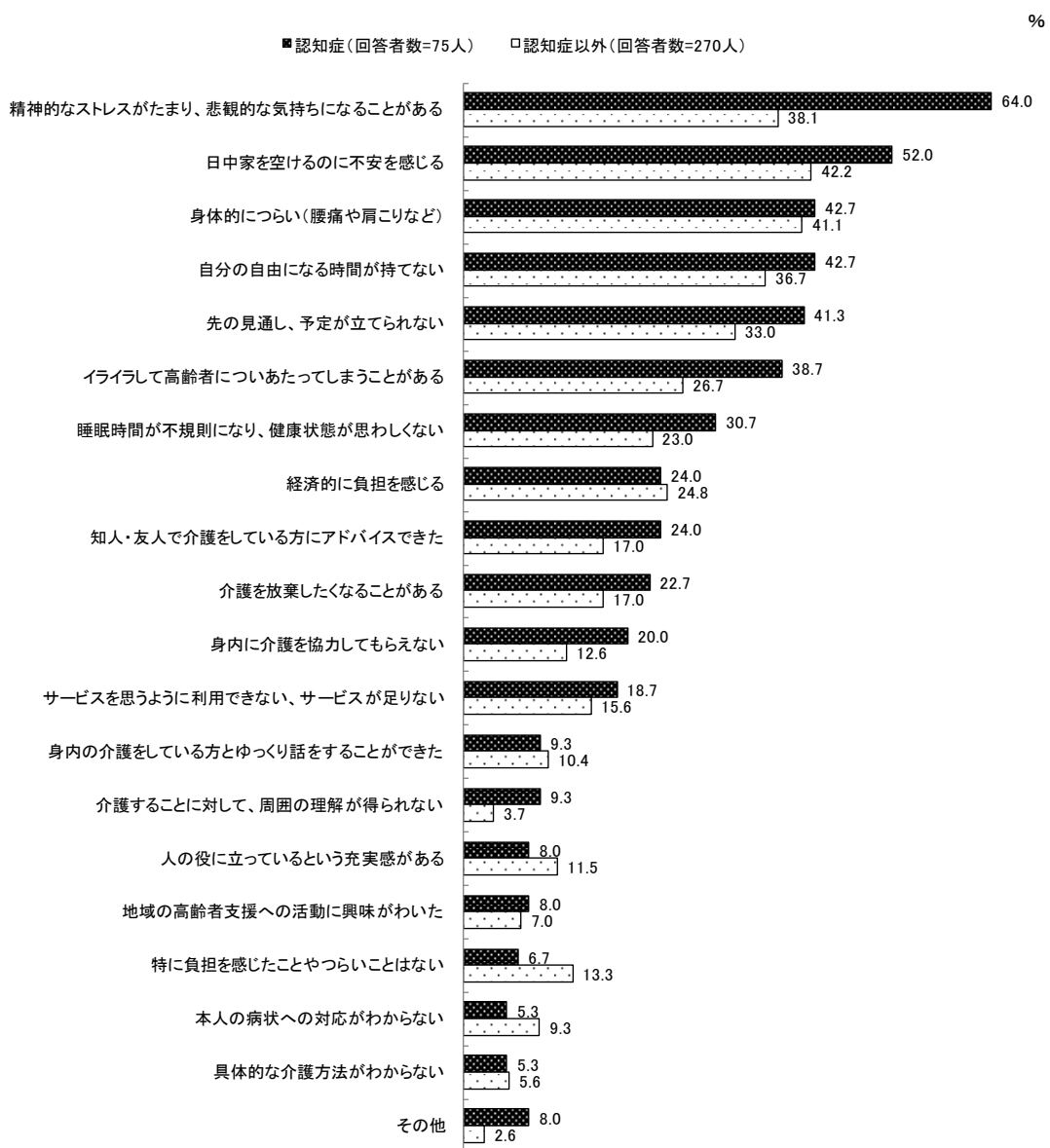
認知症介護について、家族以外のだれと相談しているか（複数回答）



認知症がある方の介護者の精神的なストレスが高い

居宅サービス利用者の介護者が「介護をされていて感じたこと」として、介護を要する原因が認知症である場合に「精神的なストレスがたまり、悲観的な気持ちになる（64.0%）」「イライラして高齢者についあたってしまうことがある（38.7%）」と回答した割合が、介護を要する原因が認知症以外の場合と比較して10ポイント以上高くなっています。【居宅サービス利用者調査】

【居宅サービス利用者調査】介護をされていて感じたこと（複数回答）



2. 課題

- 認知症高齢者に関する相談内容が多様化する中で、本人や家族の身近な相談窓口である高齢者総合相談センターでは、認知症担当者を中心に相談スキルの向上とセンター内での対応の標準化を図る必要があります。また、ケアマネジャーをはじめ関係機関からの相談にも的確に応じられる対応力が求められます。
- 認知症の早期発見・早期対応の体制を充実させるために、引き続き認知症・もの忘れ相談医を増やしていくことや、認知症の医療に関する対応力向上に取り組んでいく必要があります。また症状の出現時に気軽に相談できたり、受診が困難な人や、身体合併症、行動・心理症状への対応等ができる医療体制の整備が必要です。
- 認知症介護者の心身の負担軽減や孤立防止のために、介護保険サービスの他、介護保険外サービスによる負担軽減を図るとともに、認知症介護者教室、家族会等により相談できる支援体制を充実する必要があります。
- 認知症高齢者が安心して地域生活を継続していくためには、相談体制やサービス等の充実に加えて、認知症・もの忘れ相談医、かかりつけ医、専門医、ケアマネジャー、高齢者総合相談センター、保健所、保健センター等、認知症高齢者と家族にかかわる保健・医療・福祉・介護の機能的なネットワークの構築が必要です。さらに民生委員や認知症サポーター等地域住民・地域の様々な機関が認知症高齢者や家族に対し支援できる体制の整備と地域連携のためのネットワークづくりも必要です。
- 東京都が行う「認知症疾患医療センター」の整備に伴い、認知症の医療にかかわる医療機関及び保健・福祉・介護の関係機関との連携強化に向けた検討が必要です。
- 平成 20 年度から認知症サポーター養成講座を開催し、平成 23 年 3 月末現在 3,816 名の認知症サポーターが誕生しており、中には見守り活動などにつながったサポーターもいます。しかし、多くのサポーターは具体的な活動をするには至っていません。今後は、認知症高齢者支援の担い手として活動し、また、その活動を支援する体制の整備が必要です。

- 認知症に関して区民が正しい知識を持つことで、早期受診・早期治療につながり、また認知症の方への適切な対応ができるように、引き続き普及啓発活動に取り組む必要があります。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 認知症予防、早期発見・早期対応、認知症への支援のための相談、医療体制の充実

- 本人や家族の身近な窓口として、高齢者総合相談センターの認知症担当相談員を中心とした認知症の総合相談と医師による認知症・もの忘れ相談を高齢者総合相談センターで実施するための体制の整備をします。
- 認知症の予防、早期発見、早期対応の充実のために、引き続き認知症・もの忘れ相談医を増やし、対応力の向上に向けて取り組みます。
また受診が困難な人への対応や身体合併症、行動・心理症状への対応もできるよう、認知症の専門医療機関をはじめ一般病院、精神科等も含めた医療機関同士の連携を推進する取組みを行い、医療体制の充実に図ります。
- 認知症予防教室等の事業を引き続き実施します。

(2) 認知症高齢者及び家族の生活を支援する取組みの強化

- 介護保険サービス及び介護保険外サービスの提供により、認知症高齢者及び家族の生活を支援します。
- 認知症高齢者を介護する家族への支援として、引き続き、認知症介護者教室を実施します。また、OB会を家族会とし、区内に家族会を3か所立ち上げます。さらに、家族介護者の精神面のケアの一つとして、専門職による個別相談を実施します。

(3) 保健・医療・福祉・介護の関係機関の連携強化

- 区の認知症対策担当及び基幹型高齢者総合相談センターが中心となり、保健・医療・福祉・介護の機能的なネットワークの構築のために認知症に係る関係機関によるネットワーク連絡会を充実させ、認知症高齢者と家族の生活を支援する体制を整備します。

(4) 普及・啓発、地域での支えあいの推進

- 認知症に関する正しい知識の普及・啓発、地域での支えあいの推進のために、認知症サポーター養成講座や若年性認知症を含む認知症に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等を行います。
- 認知症の相談や受診ができる機関の情報として、認知症・もの忘れ相談医や高齢者総合相談センター等を掲載したパンフレット等を作成し、広く区民への情報提供を行います。
- 認知症高齢者を支援するために、認知症サポーターの活躍の場を広げ、見守り活動等の地域での支えあい活動や家族会への支援、高齢者施設でのボランティア等で、地域の担い手としての活動を推進します。また、その活動を高齢者総合相談センターが支援する体制を整備します。

*なお、認知症高齢者虐待の防止、成年後見制度の活用等の推進については、「施策 13 権利擁護・虐待防止の推進」をご参照ください。

4. 施策を支える事業

○新宿区第二次実行計画（平成 24～27 年度）の計画事業

	23年度末見込	26年度 目標
	23年度末見込	26年度 目標

○その他の事業

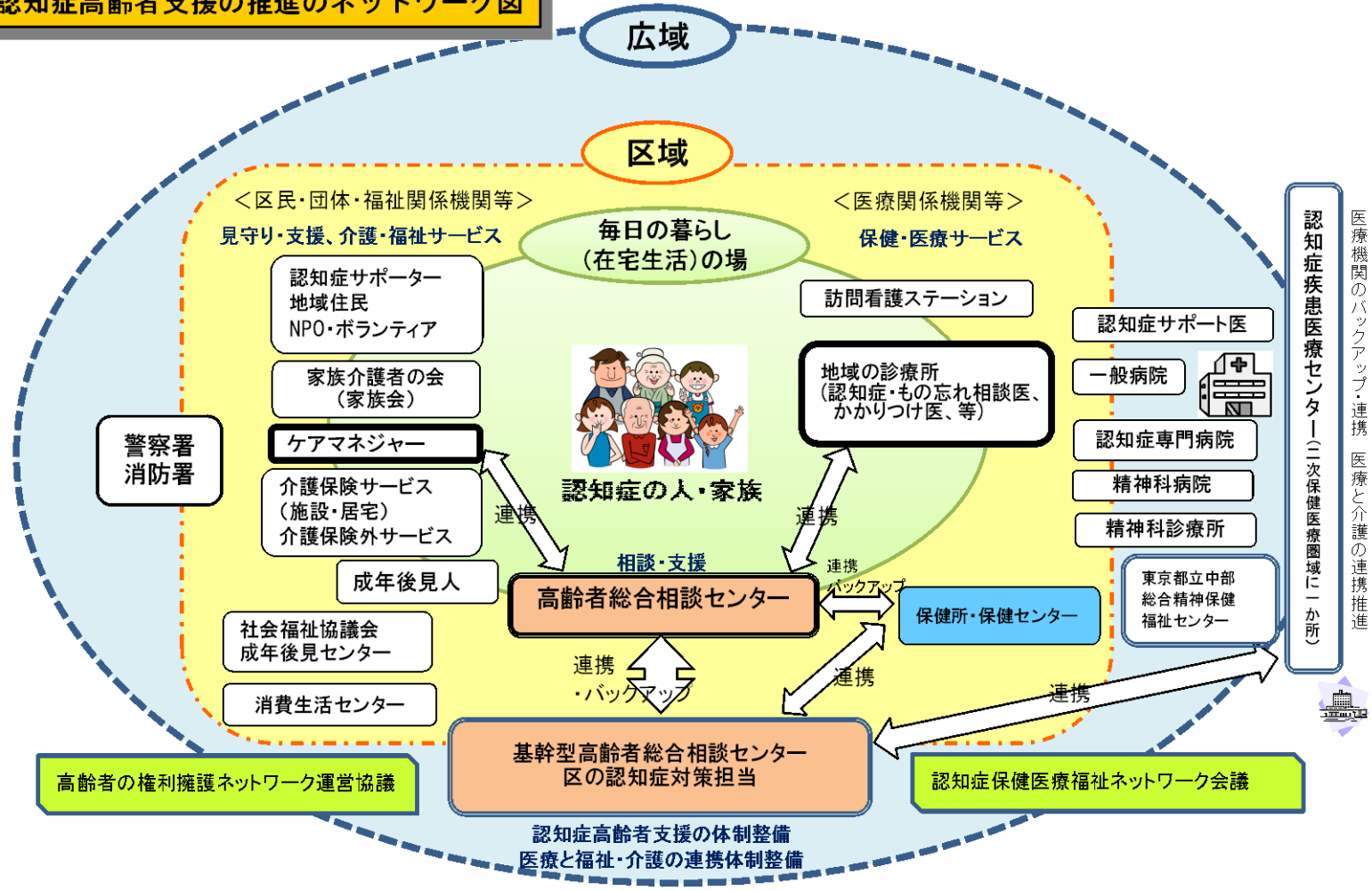
事業名(担当課)	事業概要
認知症講演会 (福祉部高齢者サービス課) (健康部保健予防課)	認知症の病気の理解、医療や介護、周囲の支援に関することや働き盛りに発症する若年性認知症をテーマに講演会を開催します。
認知症普及啓発用パンフレット等作成 (福祉部高齢者サービス課)	認知症に関する基礎知識やサービス・相談先等を掲載した、パンフレットやリーフレット等を作成し配布します。
高齢者総合相談センターでの相談 (福祉部高齢者サービス課)	高齢者総合相談センターが、認知症高齢者の介護保険や福祉サービス、在宅ケアに関する相談に応じます。状況により、ケアマネジャー、民生委員、保健センター等と一緒に支援します。
徘徊高齢者探索サービス (福祉部高齢者サービス課)	徘徊の心配のある認知症高齢者を介護している家族に対して、位置情報専用探索器の利用料等を助成します。
徘徊高齢者緊急一時保護事業 (福祉部高齢者サービス課)	緊急保護を要する徘徊高齢者等を、一時的に宿泊施設に保護します。

事業名（担当課）	事業概要
認知症高齢者の介護者 リフレッシュ等支援事業 （福祉部高齢者サービス課）	認知症高齢者の介護者に対し、心身のリフレッシュを図る機会を提供するため、認知症の方に、見守りや話し相手等の支援を行うホームヘルパーを派遣します。
認知症医療・地域福祉連携強化事業 （福祉部高齢者サービス課）	認知症の早期発見や適切に日常的な医療の提供ができるように、かかりつけ医の認知症対応力の向上を図るための研修を実施します。また「認知症・もの忘れ相談医」の名簿を作成し周知します。 かかりつけ医・認知症もの忘れ相談医・認知症サポート医・専門医療機関・一般病院等、医療機関同士の連携強化や認知症に係る関係機関によるネットワーク構築、連携強化のための会議を開催します。
認知症サポーター養成講座 （福祉部高齢者サービス課）	高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域での支援活動を推進します。病気の理解や対応方法などの基礎を学び、自分のできる範囲でご本人やご家族を支援していく認知症サポーターを養成する講座を開催します。
普及啓発用リーフレット作成 （健康部保健予防課）	区民が認知症（若年性認知症を含む）・うつ病に早く気づき、対応していけるように、病気の知識と対応方法等についてのリーフレットを作成し、健診案内とあわせて配布します。
精神保健相談 （健康部保健センター）	保健センターにおいて、特に受診困難な状況や行動・心理症状が激しい等の認知症の人やその家族等の相談に医師や保健師が応じるとともに、高齢者総合相談センター等と連携をとり対応します。

5. 指 標

指 標 名	現 状 (平成 22 年度)	目 標 (平成 26 年度)
区民等の認知症サポーター養成数	地域のサポーター 3,348 名 区職員のサポーター 468 名	地域・区職員のサポーター数 (合計) 2,400 名 (800 名/年度) 平成 20 年度から累計 7,000 名
認知症・もの忘れ相談医名簿に掲載されているかかりつけ医の人数	32 名	50 名

認知症高齢者支援の推進のネットワーク図



医療機関のバックアップ・連携 医療と介護の連携推進
 認知症疾患医療センター（二次保健医療圏域に1か所）

広域

区域



認知症の人・家族

相談・支援

高齢者総合相談センター

基幹型高齢者総合相談センター
 区の認知症対策担当

保健所・保健センター

認知症保健医療福祉ネットワーク会議

高齢者の権利擁護ネットワーク運営協議

認知症高齢者支援の体制整備
 医療と福祉・介護の連携体制整備

<区民・団体・福祉関係機関等>
 見守り・支援、介護・福祉サービス

<医療関係機関等>
 保健・医療サービス

警察署
 消防署

認知症サポーター
 地域住民
 NPO・ボランティア

家族介護者の会
 (家族会)

ケアマネジャー

介護保険サービス
 (施設・居宅)
 介護保険外サービス

成年後見人

社会福祉協議会
 成年後見センター

消費生活センター

訪問看護ステーション

地域の診療所
 (認知症・もの忘れ相談医、
 かかりつけ医、等)

認知症サポート医

一般病院

認知症専門病院

精神科病院

精神科診療所

東京都立中部
 総合精神保健
 福祉センター

高齢者が安心して在宅で療養生活が継続できるよう、病院と地域の関係機関との連携強化と在宅療養に関わる専門スタッフのスキルアップを図り、在宅療養を支える体制を充実します。

1. 現 状

(1) 病院と地域の関係機関との連携

- 区は、病院職員の訪問看護ステーションでの実習研修や退院調整モデル事業、介護従事者研修を実施するほか、区立訪問看護ステーションにはケアマネジャーの資格をもつ看護師が対応する在宅療養相談窓口を設置しています。また、高齢者総合相談センターには医療連携担当を配置し、在宅療養を支援する専門職のマネジメント力の向上や連携を強化するための取り組みを行っています。
- 区内には、4つのがん診療連携拠点病院等があり、それぞれにがん相談支援センターが設置されています。

(2) かかりつけ医等の状況

- かかりつけ医をもつ65歳～69歳の人の割合について、平成23年度に全体の75%となることを目標としていましたが、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の一般高齢者調査の結果によると、かかりつけ医が「いる」と回答した人の割合は63.8%となっています。
- 在宅療養支援診療所は、平成19年は33か所で、平成22年度末には40か所となりましたが、目標の50か所には達していません。「高齢者の保健と福祉に関する調査」の居宅サービス利用者調査の結果では、「夜間・休日の往診や訪問看護がしてもらえないことがあった」と回答した方は7.8%となっています。

(3) 在宅療養を支えるためのリハビリテーション

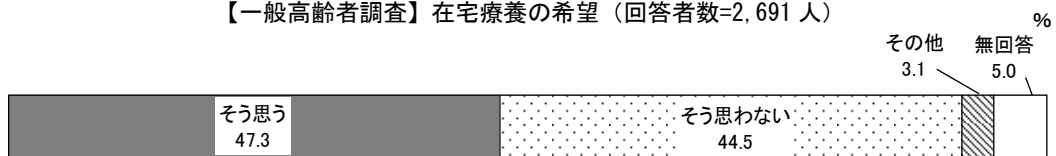
- 居宅サービス利用者調査では、約3割の方が、在宅で暮らし続けるために必要なこととして、「要介護状態の改善や悪化を防ぐリハビリテーションのサービスがある」ことと回答しています。
- 平成21年度に区内のケアマネジャーに対して実施した「リハビリテーションに関するアンケート調査」では、経験年数が3年未満の場合、「地域にどのようなリハビリテーション資源があるか十分に知らない」、「リハビリテーション導入の判断基準が良くわからない」と回答した方が4割程度となっています。
- リハビリテーションを提供している病院、診療所、介護保険事業者等の情報共有が不十分な状況があります。

平成 22 年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

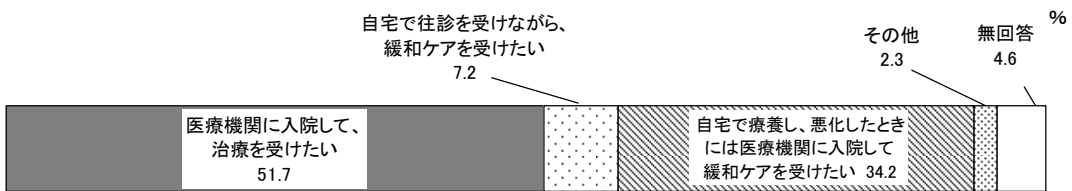
在宅療養を希望する人と希望しない人は半々

長期の療養が必要になった場合、自宅で療養を続けたいかについて、65歳以上の一般高齢者では「そう思う（47.3%）」と回答した人と「そう思わない（44.5%）」と回答した人の割合はほぼ半々となっています。さらに、末期がんなどで療養が必要になった場合の療養場所については、「医療機関に入院して、治療を受けたい（51.7%）」と回答した人が最も多く、次いで「自宅で療養し、悪化したときには医療機関に入院して緩和ケアを受けたい（34.2%）」となっています。【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】在宅療養の希望（回答者数=2,691人）



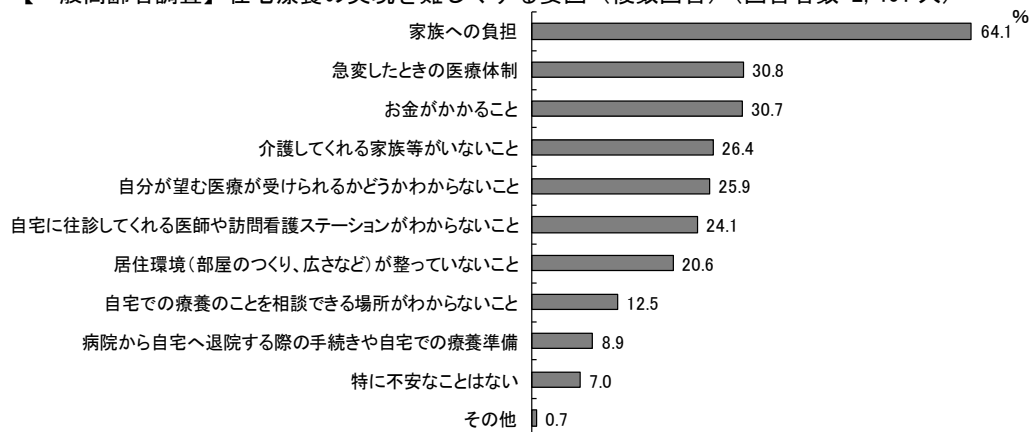
【一般高齢者調査】療養場所（回答者数=2,691人）



在宅療養を難しくする要因は「家族への負担」が上位

65歳以上の一般高齢者について、在宅療養を難しくする要因は「家族への負担（64.1%）」が最も多く、次いで「急変した時の医療体制（30.8%）」「お金がかかること（30.7%）」となっています。【一般高齢者調査】

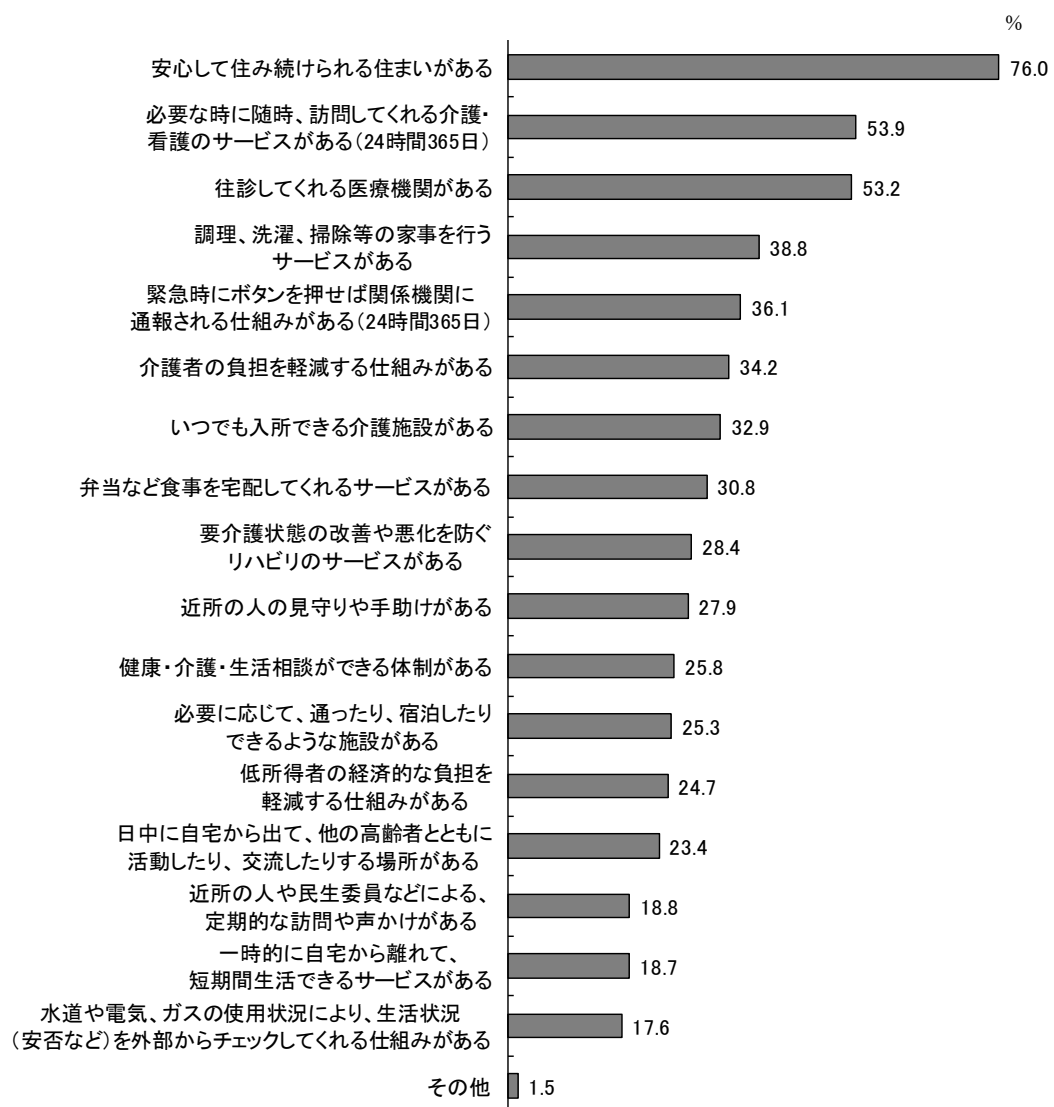
【一般高齢者調査】在宅療養の実現を難しくする要因（複数回答）（回答者数=2,461人）



在宅で暮らし続けるために必要なことは「住まい」「随時訪問の介護・看護サービス」「往診してくれる医療機関」

居宅サービス利用者に、介護が必要になった場合に在宅で暮らし続けるために必要なことを質問したところ、最も回答が多いのは「安心して住み続けられる住まいがある(76.0%)」であり、次いで「必要な時に随時、訪問してくれる介護・看護のサービスがある(53.9%)」、「往診してくれる医療機関がある(53.2%)」となっています。【居宅サービス利用者調査】

【居宅サービス利用者調査】在宅で暮らし続けるために必要なこと(複数回答)(回答者数=865人)



2. 課題

- 医療・介護の専門職に対して、医療の必要性が高い人の在宅療養を支援するためのスキルアップ研修を行い、さらなる連携を図る必要があります。
- 在宅療養を支えるかかりつけ医や高齢者総合相談センター、介護サービス事業者、病院などの職員が、区民とともに在宅療養について理解を深めていくことが必要です。
- 今後、往診や訪問看護の需要が増えることが予想されるため、かかりつけ医機能の強化や訪問看護ステーションへの支援が必要です。
- 在宅療養を支援する様々な相談窓口が設置されてきていることから区民にとってわかりやすい療養相談窓口とする必要があります。また、がんの相談窓口を広く周知するとともに、利用しやすい窓口にしていくことも必要です。
- 病気等により身体の働きが低下した方に対してリハビリテーションが適切に提供されるためには、ケアマネジャーの研修や訪問リハビリテーションや通所リハビリテーションなどを提供する介護サービス事業者やかかりつけ医、病院などの連携が必要です。
- 在宅療養者の日常生活を支える住まいや介護の充実が必要です。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 病院と地域の関係機関との連携のさらなる強化

- 病院の医師、看護師やソーシャルワーカーと地域の高齢者総合相談センターの職員、ケアマネジャーや訪問看護師との連携を強化するために、医療関係者と介護関係者の連絡会などを行います。
- 病院からの退院調整の際に主に関わるのが、看護師であることから、病院看護師の在宅療養生活に関する理解を深めるため、急性期病院の看護師

を対象に区内訪問看護ステーションでの実習を行います。

- 在宅療養相談窓口は、医療の必要性が高い区民の在宅療養に関する相談を受け、また、適切な支援が受けられるように、ケアマネジャーや高齢者総合相談センターなどの地域関係機関への支援や医療機関からの相談、調整などを行います。

(2) 在宅療養に関わる専門職のスキルアップ

- 地域で在宅療養を支援するケアマネジャーなどの専門職に対して、在宅での医療処置や服薬管理など医療に関する知識の向上や円滑に医療機関との連携を図るための研修を行います。
- 在宅療養や在宅での終末期のケア・緩和ケアなどについて、地域で在宅療養を支援する医師や看護師、薬剤師などの専門職の理解を深めるために研修や連携会議を行います。

(3) 在宅療養を支える医療・リハビリテーション支援体制の充実

- がん患者が在宅で緩和ケアを受けられる体制をつくります。
- リハビリテーションにより、機能を維持し、在宅での生活を継続するためには、医師・歯科医師・薬剤師・看護師・理学療法士・言語療法士・栄養士・ケアマネジャー・ヘルパーなど様々な職種の間わりが必要であり、多職種によるリハビリテーションの連携のしくみづくりを行います。
- 多くの在宅療養者の課題となっている摂食・嚥下障害のリハビリテーションについて、様々な職種によるリハビリテーション連携のモデル事業に取り組みます。
- 民間の訪問看護ステーションが十分に機能を発揮できるよう、区立訪問看護ステーションが適切に情報を発信するとともに訪問看護ステーション同士の効果的な連携を支援します。
- 在宅療養者の日常生活を支えるために、すまいのバリアフリー化や緊急時の見守り、地域包括ケアシステムの充実による医療、介護、生活援助サービス等が日常生活の場で適切に提供される、高齢者に配慮した環

境の整備を検討し、促進します。

(4) 在宅療養に対する理解の促進

- 在宅療養についての区民の理解を深めるため地域学習会の開催や在宅療養ハンドブックの作成・配布等を行います。
- リハビリテーションの重要性やリハビリテーションのしくみについて区民の理解を深めるためにパンフレットを作成・配布します
- がん罹患後の患者および家族の不安の軽減のための支援プログラムやがん患者の療養に関する情報提供を行います。
- 高齢者総合相談センター、区立訪問看護ステーション在宅療養相談窓口などの役割を明確にし、在宅療養の相談窓口を区民にわかりやすく周知します。

4. 施策を支える事業

事業名（担当課）	事業概要
地域連携推進事業 （健康部健康推進課）	在宅での医療が継続的に必要な人が退院する際に、在宅療養生活への移行が円滑にいくよう、区内医療機関とケアマネジャーや高齢者総合相談センター等、地域の関係機関の合同研修会や連絡会を開催します。
リハビリテーションモデル事業 （健康部健康推進課）	在宅での療養生活が円滑にいくために必要なリハビリテーションが受けられようよう支援します。 主治医、リハビリテーション科医、歯科医、栄養士等様々な専門職が関わり、摂食・嚥下支援のモデル事業を通して、地域におけるリハビリテーションの多職種連携を推進します。
病院職員の訪問看護ステーションでの実習研修 （健康部健康推進課）	区内の病院で働く職員の在宅療養に対する理解を深め、病院と地域の関係機関との連携を強化するために、病院看護師を対象に区内訪問看護ステーションでの実習を実施します。

事業名（担当課）	事業概要
訪問看護ステーション人材確保 （健康部健康推進課）	訪問看護ステーションの人材を確保するため、訪問看護ステーション就職希望者の区内訪問看護ステーションでの体験実習を実施します。
在宅療養に対する理解促進 （健康部健康推進課）	区民が在宅療養の現状を知り、在宅療養について考え、理解を深めるための地域学習会を開催します。 また、在宅療養に関するハンドブックを作成・配布します。
在宅療養相談窓口の運営 （健康部健康推進課）	区民からの在宅療養に関する相談を受けます。また、ケアマネジャーや高齢者総合相談センターなどや医療機関からの相談を受け、支援、調整などを行います。
かかりつけ医機能の推進 （健康部健康推進課）	身近な地域で適切な医療が受けられるように、かかりつけ医や専門診療科医の名簿作成等とともに、医療機関との連携のもとにかかりつけ医の機能強化をすすめていきます。
かかりつけ歯科医機能の推進 （健康部健康推進課）	心身障害者及び寝たきりの高齢者等に対し、身近で適切な歯科医療を受けられるよう、かかりつけ歯科医の紹介を行います。また、歯科診療所と専門医療機関との連携を強化するとともに、区民にかかりつけ歯科医の機能を普及啓発し、安心安全な歯科医療を提供できる体制づくりをすすめます。
緊急一時入院病床の確保 （健康部健康推進課）	在宅療養している区民等の病状が急変し、かかりつけ医が入院を必要と診断した場合に、緊急に入院できるように区内の病院に緊急一時入院用のベッドを確保します。

5. 指 標

指 標 名	現 状（平成 22 年度）	目 標（平成 26 年度）
【調査】 かかりつけ医をもつ 65 歳から 74 歳の人割合 （一般高齢者調査） （基本目標に位置付けた指標）	67.7%	75%
在宅看取り率（在宅支援診療所の報告に基づく）	関東信越厚生局東京事務所へ開示請求後、提示予定	割合の増加

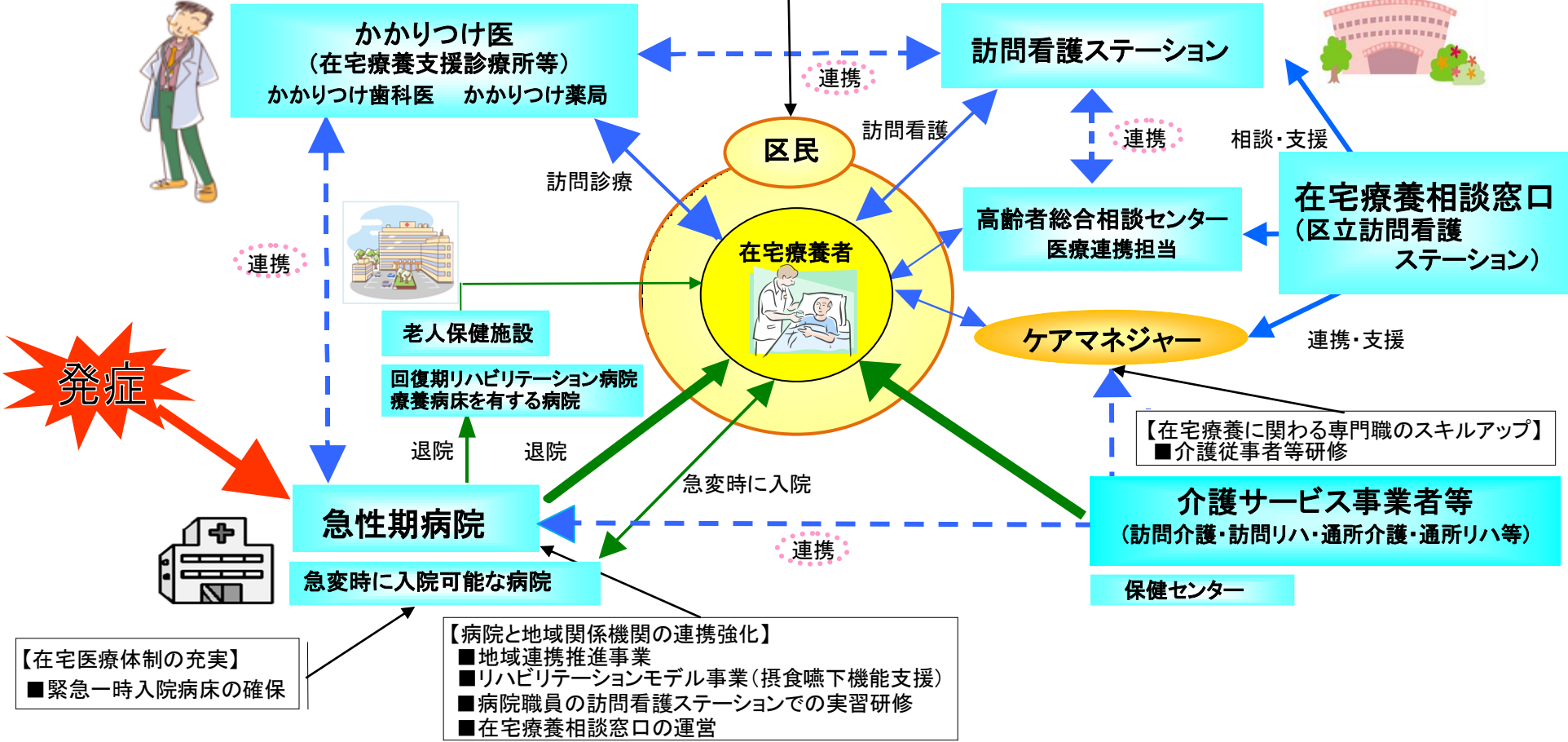
注）【調査】とあるのは、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査項目を表します。

在宅療養を支えるしくみ

【在宅医療体制の充実】
 ■かかりつけ医機能の推進
 ■かかりつけ歯科医機能の推進

【区民の在宅療養に対する理解を深める】
 ■地域学習会の開催
 ■在宅療養ハンドブック作成・配布
 ■リハビリテーションに関するパンフレットの作成・配布

【在宅医療体制の充実】
 ■訪問看護ステーション人材確保



【在宅医療体制の充実】
 ■緊急一時入院病床の確保

【病院と地域関係機関の連携強化】
 ■地域連携推進事業
 ■リハビリテーションモデル事業(摂食嚥下機能支援)
 ■病院職員の訪問看護ステーションでの実習研修
 ■在宅療養相談窓口の運営

【在宅療養に関わる専門職のスキルアップ】
 ■介護従事者等研修

高齢者が住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らしていくことができるよう、地域包括ケアの総合的な推進を目指します。その中心的な相談機関となる高齢者総合相談センターの機能をさらに強化し、地域包括ケアを担うコーディネート機関として、地域の関係機関とのネットワークを構築し連携を図ることを目指します。

1. 現 状

(1) 地域包括支援センターから高齢者総合相談センターへ

- 高齢者への総合的な生活支援の窓口として介護保険の中に位置づけられている「地域包括支援センター」について、区では区民により内容がわかりやすく、また親しみの持てるものとするために、平成 21 年度から「高齢者総合相談センター」と名称変更し、共通のロゴマーク（サイの絵）を作成し周知を図っています。
- 区内には9か所の地域高齢者総合相談センターと、それを業務統括・調整・支援する新宿区役所内の基幹型高齢者総合相談センターがあります。

(2) 高齢者総合相談センターの機能強化

- 平成 22 年 4 月から地域の 9 か所の高齢者総合相談センターの職員について、ほぼ倍の人員増を行うとともに認知症担当者や医療連携担当者を配置し、地域の中心的な相談機関として機能強化・体制整備を行いました。
- その結果、総合相談件数は平成 21 年度 16,485 件から、平成 22 年度 25,408 件と前年に比べ 50%以上増加しました。また、高齢者総合相談センターが他機関と連携して実施しているネットワーク会議の開催は、平成 21 年度 332 件から、平成 22 年度 651 件と前年に比べ 90%以上増加しました。
- また、高齢者総合相談センターはできるだけ区民にわかりやすい場所で

実施できるよう、区有施設への併設を検討しています。すでに4か所の高齢者総合相談センターについて区有施設への移転が決定しています。

(3) ケアマネジャーへの支援

- 基幹型高齢者総合相談センターにおいては、ケアマネジャーのスキルアップに向けた研修の実施や各種情報提供を行っています。これに関連して、「ケアマネジャーを続けたい」とする人の割合は、平成23年度に50%以上となることを目標としていましたが、平成22年度に実施した「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」によると、72.8%と平成19年度の調査結果である43.5%を大きく上回り、目標を達成しています。

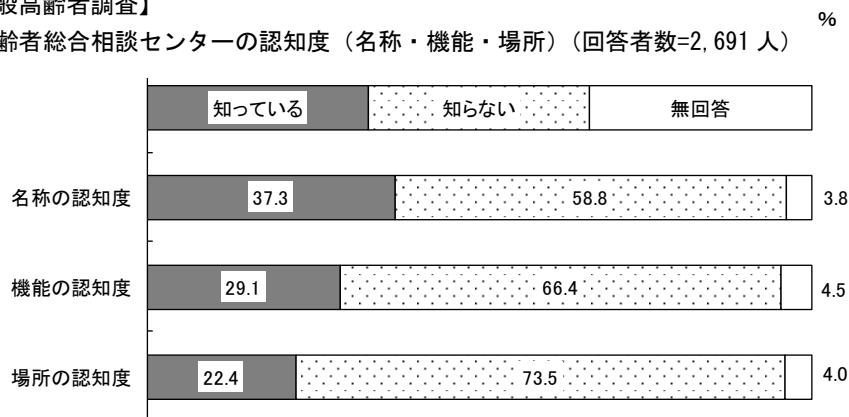
平成22年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

一般高齢者のセンター認知度は約4割

高齢者総合相談センターについて、名称を「知っている」と回答した人は37.3%、機能・場所について「知っている」と回答した人は、それぞれ29.1%、22.4%となっています。【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】

高齢者総合相談センターの認知度（名称・機能・場所）（回答者数=2,691人）

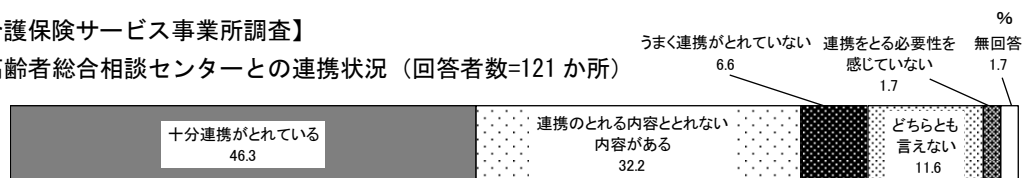


介護保険サービス事業所の約半数が「高齢者総合相談センターと連携が取れている」と回答

介護保険サービス事業所に高齢者総合相談センターとの連携状況を質問したところ、「十分連携がとれている（46.3%）」と回答した事業所が最も多くなっています。

【介護保険サービス事業所調査】

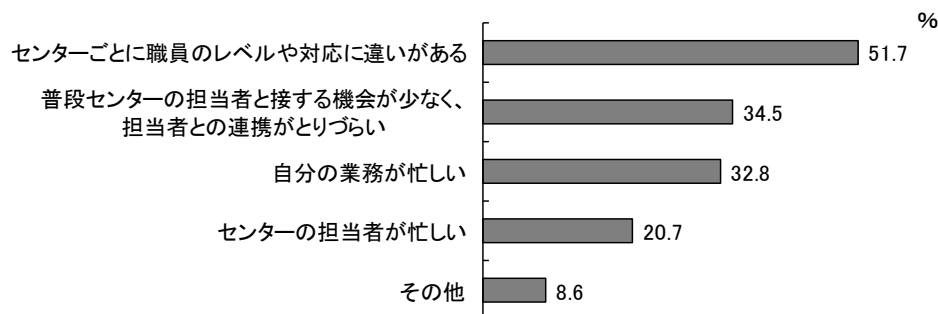
高齢者総合相談センターとの連携状況（回答者数=121 か所）



一方、「連携のとれる内容のとれない内容がある」は 32.2%、「うまく連携がとれていない」は 6.6%であり、連携がとれていない理由については、「センターごとに職員のレベルや対応に違いがある（51.7%）」と回答した事業所が最も多く、次いで「普段センターの担当者と接する機会が少なく、担当者との連携がとりづらい（34.5%）」となっています。【介護保険サービス事業所調査】

【介護保険サービス事業所調査】

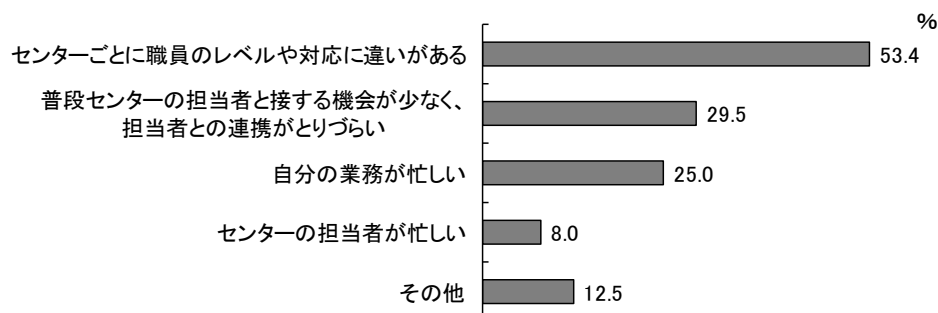
高齢者総合相談センターと連携がとれていない理由（複数回答）（回答者数=58 か所）



また、ケアマネジャーに対しても同様の質問をしたところ、連携がとれない理由については、やはり「センターごとに職員のレベルや対応に違いがある（53.4%）」と回答した人が最も多くなっています。【ケアマネジャー調査】

【ケアマネジャー調査】

高齢者総合相談センターと連携がとれていない理由（複数回答）（回答者数=88人）



2. 課題

- 高齢者総合相談センターは、高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるために、地域包括ケアを担うコーディネート機関として、平成 22 年度から体制強化しましたが「高齢者の保健と福祉に関する調査」によると、認知度が約 4 割と低く、さらに、周知に努めていく必要があります。
- 区役所内に設置している基幹型高齢者総合相談センターの役割を明確化し、体制整備と支援の強化を図る必要があります。
- 人員増により体制整備された高齢者総合相談センター職員の更なる専門スキルの向上と 9 か所の高齢者総合相談センターのサービスの標準化ができるように、人材育成への取組みがより一層求められています。特に認知症担当者や医療連携担当者の専門性を生かし、関係機関との連携を図り各地域の調整役としての役割を担う必要があります。
- 地域包括ケアを担うコーディネート機関として、地域ニーズの把握や関係機関とのネットワークを構築しネットワーク関係を充実させ情報の共有化を図る必要があります。

- 高齢者総合相談センターの場所を、区有施設への併設を推進するために残り5か所の移転先を早急に確保することが課題です。
- 高齢者総合相談センターにおいて、包括的・継続的ケアマネジメントの強化として、ケアマネジャーへの効果的な支援を充実していくことが必要です。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 高齢者総合相談センターの認知度の向上

- 区有施設への併設を推進するとともに、名称や場所及び高齢者総合相談センターの機能について周知していきます。
- 各種講演会における周知やパンフレットの作成・配布など、様々な機会・媒体を通じ、高齢者の方の生活を支える、頼れる高齢者総合相談センターとして、認知度の向上に努めます。

(2) 高齢者総合相談センターの機能強化

- 地域包括ケアの中心機関である高齢者総合相談センターに従事する職員としてのスキルアップを図るため、専門職種別の業務・事例検討会、業務の標準化など計画的支援を行います。
- 認知症高齢者や医療の必要性の高い人の介護などに関する中心的な相談機関としての役割を明確に位置づけ、関係機関と連携して具体的な支援を行います。

(3) ケアマネジャーへの継続支援

- 医療、介護や関係機関の知識が豊富なケアマネジャーを育成・支援するために、アセスメントから始まるケアマネジメントへの継続的な援助や要介護者のケアプラン作成に必要な情報の提供など、ケアマネジャーへの効果的な支援を継続して行います。
- ケアマネジメント業務の効率化や負担軽減のための、ケース検討会や

関係機関との連携、情報交換の場の提供などを、定期的に行ってまいります。

4. 施策を支える事業

○新宿区第二次実行計画（平成 24～27 年度）の計画事業

	23 年度末見込	26 年度 目標

○その他の事業

事業名（担当課）	事業概要
ケアプラン評価会の開催 （福祉部高齢者サービス課）	ケアマネジャーのケアプラン作成技術向上を図るため、医師・学識経験者・主任ケアマネジャーによるケアプラン評価チームを運営し、ケアプラン評価等を行います。また、プラン作成の参考となるように、評価会の内容を区内で活動する他のケアマネジャーにも広く周知します。
ケアマネジャーネットワークへの支援 （福祉部高齢者サービス課）	区民に対して居宅介護サービスを提供している事業所で構成されている、ケアマネジャーネットワーク新宿連絡会（ケアマネット新宿）の運営補助及び会員を対象とした研修会・学習を協働で行います。
ケアマネジャーホットラインの実施 （福祉部高齢者サービス課）	ケアマネジャーの活動を支援するため、高齢者サービス課に専用の電話を設置し、専門の相談員が、ケアマネジャー業務に関する相談に応じ、相談内容を具体的に検討して、必要な指導助言、または介護保険課等の関係機関への取次ぎ等を行います。

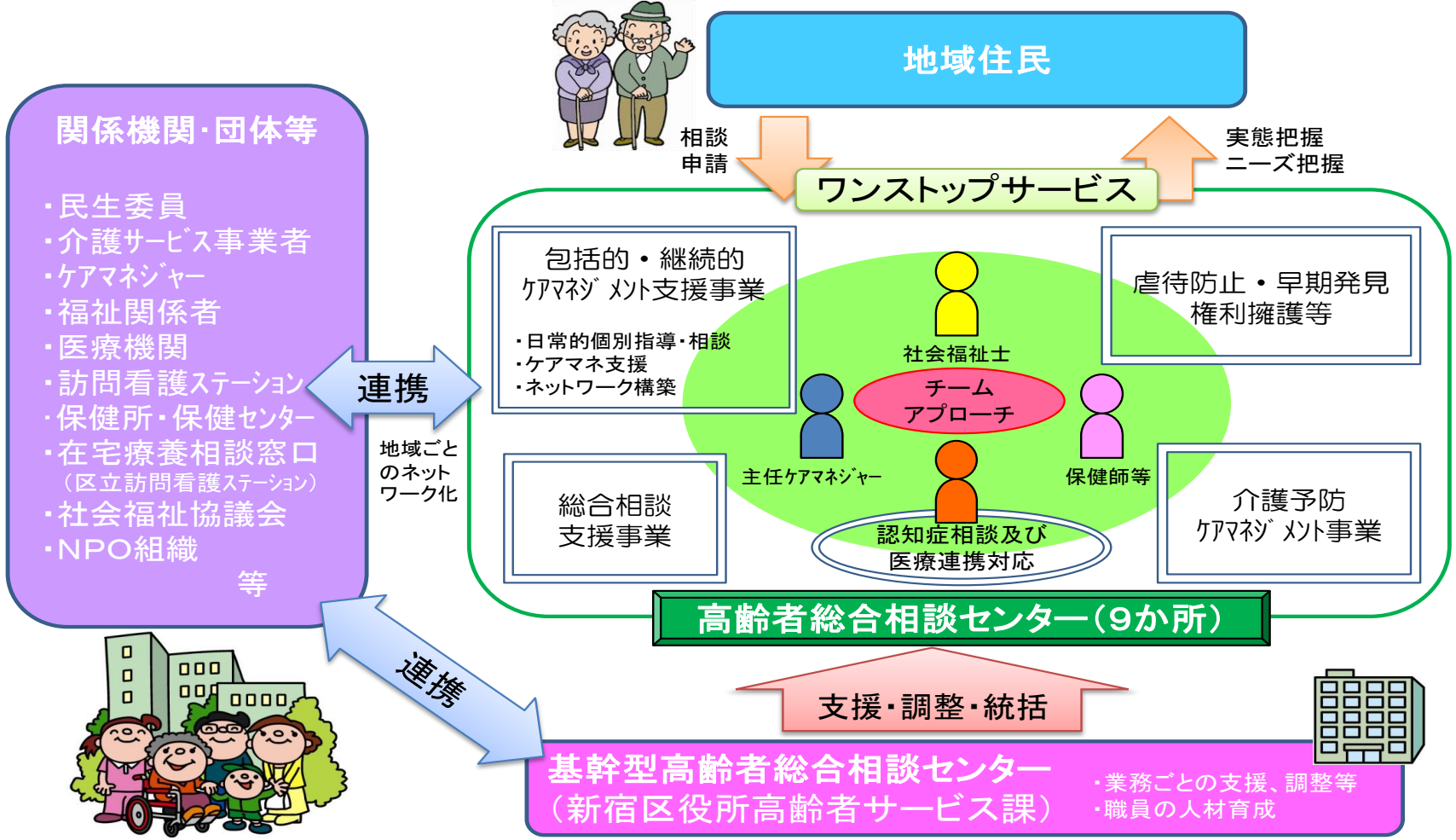
事業名（担当課）	事業概要
事業別・課題別研修の実施 （福祉部高齢者サービス課）	高齢者虐待防止、成年後見制度の活用等課題に応じた研修を実施するとともに、社会福祉士、主任ケアマネ等の職種別の研修や医療連携担当者、認知症担当者等業務別の研修を計画的に行います。
地域包括ケア推進会議の開催 （福祉部高齢者サービス課）	地域ニーズの把握、関係機関との連携、社会資源の活用、個別支援の検討等地域の課題に対して、地域包括ケア推進会議を位置づけ、ネットワークの構築を図ります。

5. 指 標

指 標 名	現 状（平成 22 年度）	目 標（平成 26 年度）
高齢者総合相談センターにおけるケアマネジャー支援相談件数	880 件	1,000 件以上

注）【調査】とあるのは、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査項目を表します。

高齢者総合相談センターの機能



施策 12 くらしやすいまちづくりと住宅の支援

高齢になっても買い物などの日常的な社会生活において、外出時の移動のしやすさや利用しやすい施設が必要です。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、すまいの支援を行います。

1. 現 状

(1) ユニバーサルデザインを視点としたまちづくり

- 高齢者や障害者も安心して暮らせる、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた住みよいまちづくりを進めていくため、平成23年3月には、ユニバーサルデザインまちづくりガイドラインを策定し、公共施設・道路等をはじめとした、まちづくりにおけるユニバーサルデザインの推進に取り組んでいます。
- 高齢者向け施設についても、バリアフリー化されていないものがあります。区では建て替えや大規模改修の機会を捉えて、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点での整備を進めています。

(2) 高齢者が安心して住むことができる住宅の整備

- 区は、安心して住み続けられる住宅・住環境の整備に向けた住宅政策の基本目標や施策の方向性を示した「新宿区住宅マスタープラン」を平成20年1月に策定し、高齢者の安定した居住を確保できるしくみづくりに取り組んでいます。シルバーピアでは入居する高齢者が地域で自立して生活していくために、安否の確認や関係諸機関との連絡調整をするワーデン(生活協力員)又はL S A (生活援助員)を配置しています。
- 区内には、区営住宅が58団地1,061戸、都営住宅が19団地7,143戸、あり、シルバーピア(308戸)等の高齢者向けの住宅を含めて、公共住宅は一定数が確保されています。
- 民間の高齢者向けの住宅としては、高齢者円滑入居賃貸住宅(高円賃)

がありますが、高齢者専用賃貸住宅（高専賃）、高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）については、民間事業者が参入していない現状にあります。

- 高齢化が急速に進む中で、高齢者のみの世帯が増加しており、介護・医療・住宅が連携し、安心できる住まいの供給を促進するため、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（以下、「高齢者すまい法」という。）が改正（平成 23 年 4 月 28 日公布）され、これまでの高齢者専用賃貸住宅・高齢者円滑入居賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅を廃止して「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度に一本化されました。
- また、民間賃貸住宅においては、入居中の事故や住宅の使用法への不安などを理由に、高齢者の入居が制限されている状況が見られます。
- 保証委託料助成件数（高齢者等入居支援）は平成 23 年度に年間 25 件を目標としていましたが、平成 22 年度の実績は 1 件となっています。

平成 22 年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

65 歳以上の一般高齢者の 4 分の 1 が住み替え希望、住み替え先は公共住宅、高齢者専用住居

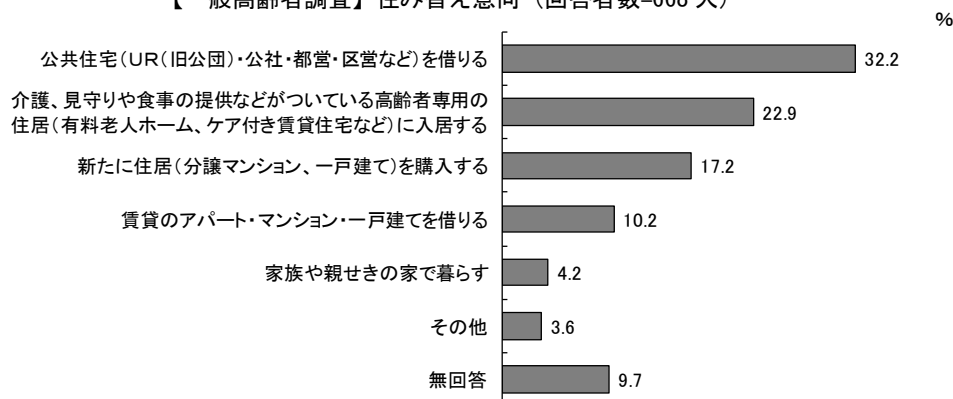
住み替えの意向について、「住み替えは考えていない（71.6%）」と回答した人が約 7 割である一方、「今すぐにでも、住み替えをしたいと考えている（6.7%）」「今のところ必要ないが、将来は住み替えを検討したいと思っている（18.1%）」を合わせると約 4 分の 1 の高齢者が住み替えを検討しています。【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】住み替え意向（回答者数=2,691 人）



また、住み替えを検討している人が住み替え先として考えているのは、「公共住宅（32.2%）」が最も多く、次いで「介護、見守りや食事の提供などがついている高齢者専用の住宅（22.9%）」となっています。【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】 住み替え意向 (回答者数=668 人)

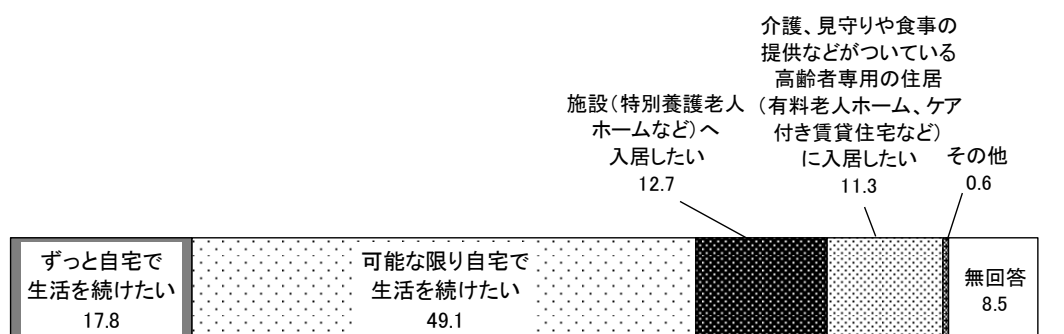


施設入所、高齢者専用住宅入居希望は一般高齢者の方が高い

介護が必要になった場合の住まいに関する意向について、一般高齢者では、「ずっと自宅で生活を続けたい (17.8%)」と「可能な限り自宅で生活を続けたい (49.1%)」を合わせると、約 67% の人が自宅での生活を続けたいと考えており、特別養護老人ホームなどの施設への入所を希望する人は 12.7%、介護や見守りなどのサービスが付いた高齢者専用の住宅への入居を希望する人は 11.3% となっています。【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】

介護が必要になった場合、今の住まいで暮らし続けたいか (回答者数=2,691 人)

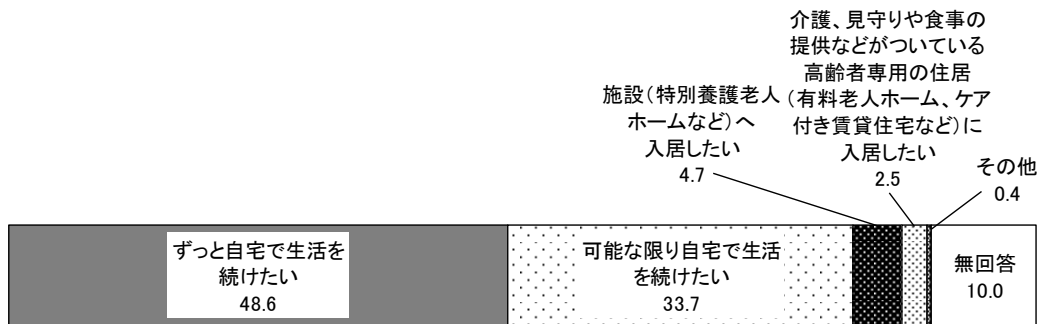


一方、居宅サービス利用者では、「ずっと自宅で生活を続けたい (48.6%)」と「可能な限り自宅で生活を続けたい (33.7%)」を合わせると、約 80% の人が自宅での生活を続けたいと考えており、特別養護老人ホームなどの施設への入所を希望する人は 4.7%、介護や見守りなどのサービスが付いた高齢者専用住宅への入居を希望する人は 2.5% と少数となっています。【居宅サービス利用者調査】

【居宅サービス利用者調査】

これからも今の住まいで暮らしたいか（回答者数=946人）

%



2. 課題

- 高齢者が住み慣れた地域で買い物や通院などの日常生活を継続し住み続けることができるように、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めていく必要があります。
- 民間賃貸住宅への入居が困難になっている高齢者には、民間賃貸住宅等への円滑入居の促進に向けた取組みが必要です。
- 平成 22 年度に実施した「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」結果によると、多くの高齢者は、在宅で生活しており、介護が必要になってもできる限り在宅生活の継続を望んでいます。その実現のためには、さらに地域包括ケアを推進し、介護が必要になった場合でも高齢者が在宅生活を継続できるしくみを整えていく必要があります。
- 高齢者が在宅生活を継続するためには、バリアフリーで緊急通報システムや生活相談のサービスが受けられ、地域包括ケアシステムの充実による医療・介護サービスと連携した支援付き高齢者住宅の整備も促進していく必要があります。その手法としては、民設民営による整備、大規模住宅等の既存住宅ストックを活用した「支援付き高齢者住宅」の整備が考えられます。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 地域の中でくらし続けることが可能な都市環境やしくみの整備・充実

- ユニバーサルデザインまちづくりガイドラインの普及啓発と推進を行います。
- 民間賃貸住宅の家主側が設ける高齢者の入居制限を軽減するため、緊急通報装置の利用促進策、退去時の家財処理費の負担軽減策を検討していきます。

(2) 支援付き高齢者住宅の整備

- 中重度の要介護状態になっても施設に入所せずに、区民が高齢期に安心して住み続けることができるよう、バリアフリーで緊急時の見守りや地域包括ケアシステムの充実による医療、介護、生活援助サービス等が日常生活の場で適切に提供される、高齢者に配慮したすまいの整備を検討し促進します。
- 具体的には、新たに民設民営による設置について、国や都の補助を活用した建設助成制度を検討します。また、大規模集合住宅等の既存ストックを活用した支援付き高齢者住宅の整備及び、地域全体を意識した展開を推進します。

	23 年度末見込	26 年度 目標
	23 年度末見込	26 年度 目標

○その他の事業

事業名（担当課）	事業概要
シルバーピアの管理運営 （福祉部高齢者サービス課）	シルバーピアにワーカー（生活協力員）又は LSA（生活援助員）を配置し、入居する一人暮らしや高齢者のみの世帯が地域で自立し生活していくために、安否の確認や関係諸機関との連絡調整等、管理運営をします。
都市型軽費老人ホーム建設事業助成等 （福祉部高齢者サービス課）	自立した日常生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者に、食事、入浴等のサービスや生活相談など、日常生活に必要なすまいを提供する都市型軽費老人ホームの建設助成等を行います。
人にやさしい建築物づくり （都市計画部建築指導課）	病院等を含む公共建物及び一定の規模以上の民間建物（共同住宅を含む）について、建築主、設計者等に対して、「東京都福祉のまちづくり条例」、「新宿区身体障害者・高齢者等の利用を配慮した建築物整備要綱・同指針」等に基づいた指導を行います。
ワンルームマンション条例 （都市計画部住宅課）	条例に基づくワンルームマンションは高齢者の入居、安全及び利用に配慮したものとすのほか、一定規模以上のものには高齢者の利用に配慮した住戸の設置を規定しています。
区営住宅の管理運営 （都市計画部住宅課）	高齢者世帯向住宅及び高齢者単身向住宅の管理運営を行います。

事業名（担当課）	事業概要
住宅相談 （都市計画部住宅課）	高齢者等の民間賃貸住宅への住み替え相談及び不動産取引相談について、専門相談員による相談を実施します。
住み替え居住継続支援 （都市計画部住宅課）	民間賃貸住宅に住む高齢者等が、その住宅を取り壊すこと等を理由に家主から立ち退きを求められ、区内の別の民間賃貸住宅に転居する際に、転居費用及び家賃の差額の一部を助成します。

5. 指 標

指 標 名	現 状（平成 22 年度）	目 標（平成 26 年度）
住宅住み替え相談における 70 歳以上の成約件数	9 件	12 件

【基本目標 4】

尊厳あるくらしを支援します

施策 13 権利擁護・虐待防止の推進

地域において高齢者の権利擁護ネットワークを構築することは、高齢者一人ひとりが個人として尊重され、安心して生活できる地域社会の実現につながると考え指標としました。



指 標 名	現状（平成 22 年度）	目標（平成 26 年度）
高齢者の権利擁護ネットワーク（地域版）の構築	0 か所	3 か所 （9 か所の高齢者総合相談センター3 か所 1 区域とし、各区域に 1 か所）

施策 13 権利擁護・虐待防止の推進

高齢者が認知症や要介護状態になっても、生命や財産が守られ、尊厳ある暮らしの実現ができるよう支援します。成年後見制度のさらなる周知と利用しやすい環境づくりを行うとともに、地域の高齢者総合相談センターを核とする総合的なネットワークの構築による虐待防止に向けた相談体制の充実を推進します。

1. 現 状

(1) 成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度は、介護保険制度の開始と併せて平成 12 年にスタートしました。区では、平成 19 年度に、新宿区社会福祉協議会の中に新宿区成年後見センターを設置し、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）との連携により成年後見制度や権利擁護に関する普及啓発、相談支援を行ってきました。成年後見センターでは、弁護士、司法書士、社会福祉士による専門相談を行う他、地域で講座等を開催し普及を図っています。
- 専門相談件数の平成 23 年度目標を年間 170 件としていましたが、平成 22 年度実績で 180 件と目標を上回っています。しかし、区政モニターや「高齢者の保健と福祉に関する調査」では、成年後見センターの認知度は、まだ高いとはいえない状況にあります。
- また、今後増加する成年後見へのニーズや市民としての立場で、専門職とは異なる身近な関係を活かした支援やきめ細かな対応が、より必要とされる事例等に対応していくために、東京都とも協力しながら市民後見人（社会貢献型後見人）の育成に取り組んでいます。都の後見人養成講習修了者の区登録者数については、平成 23 年度に 20 名を目標としていましたが、平成 22 年度の実績で 22 名と、目標を達成しています。平成 23 年度には、区の登録者から市民後見人（社会貢献型後見人）として 4 名が受任し、活動しています。
- 判断能力が十分でない高齢者の地域生活を支えるために、日常生活自

立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の活用も有効です。成年後見センターでは、この事業を併用し成年後見制度の利用促進を図っています。

(2) 高齢者虐待の防止

- 平成 18 年 4 月 1 日に「高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、養護者による高齢者虐待防止及び虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対する相談、指導、助言を行うこととなりました。区では、高齢者虐待の通報・相談先として高齢者総合相談センターを位置づけ対応しています。通報はケアマネジャーなど、介護サービス関係者から寄せられることが多く、外部の目が発見のきっかけとなっていることがわかります。また、虐待を受けている高齢者の多くに認知症の症状が見られます。
- 高齢者総合相談センターでは、虐待の防止や早期発見、認知症への理解の促進などの取組みを行っています。また、介護者による虐待防止、施設従事者等による虐待防止のための関係者向けの実務マニュアルの作成及び高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会による関係機関との連携強化を図ってきました。そして、虐待防止、孤独死防止等、課題別に行われていた会議体を高齢者の権利擁護の問題と位置づけ、平成 21 年度に総合的な権利擁護ネットワーク協議会に再構築しました。
- 高齢者虐待への対応として、必要に応じて区長申立による成年後見審判請求や老人福祉法に基づく措置による施設入所などの対応をとっています。

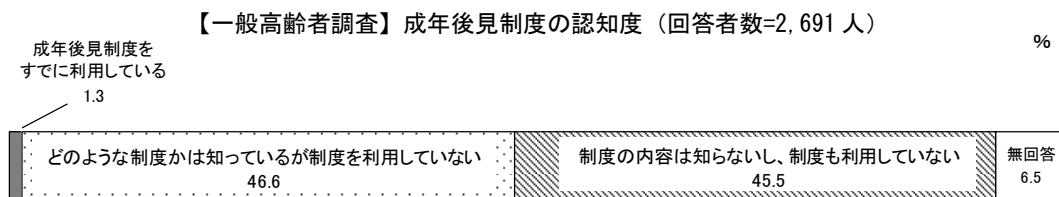
(3) 消費者被害の予防等

- 高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、関係機関が連携して、情報発信、普及啓発に取り組んでいます。

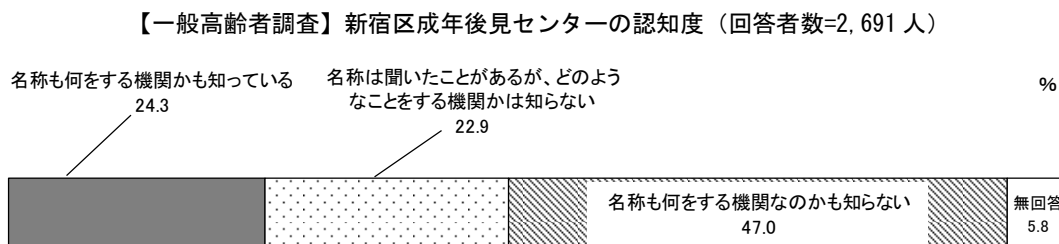
平成 22 年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

成年後見制度・成年後見センターの認知度について

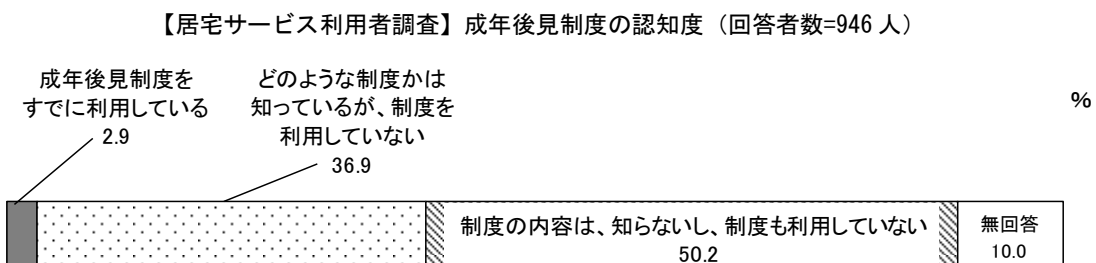
成年後見制度の認知度を 65 歳以上の一般高齢者について調べたところ、「どのような制度かは知っているが、制度を利用していない (46.6%)」「制度の内容は知らないし、制度も利用していない (45.5%)」と回答した人が、それぞれ約半数となっています。【一般高齢者調査】



また、新宿区成年後見センターについては、「名称も、何をする機関かも知っている」と回答した人は 24.3%、「名称も何をする機関なのかも知らない」と回答した人は 47.0%となっています。【一般高齢者調査】



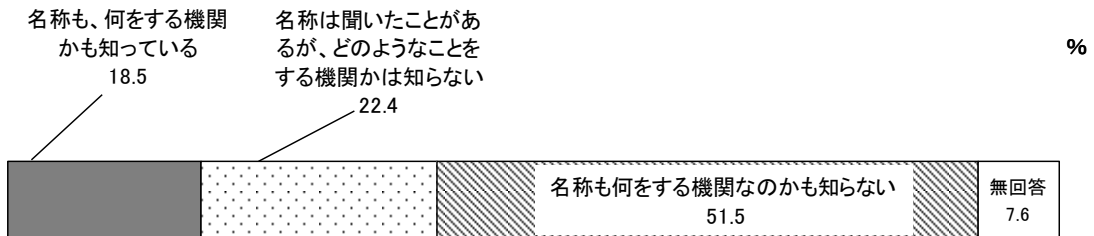
一方、居宅サービス利用者では、成年後見制度について、「どのような制度かは知っているが、制度を利用していない」と回答した人の割合が 36.9%と一般高齢者より低く、「制度の内容は知らないし、制度も利用していない」と回答した人は 50.2%と一般高齢者より高くなっています。



また新宿区成年後見センターについても「名称も、何をする機関かも知っている」と回答した人の割合が 18.5%と、一般高齢者より低くなってい

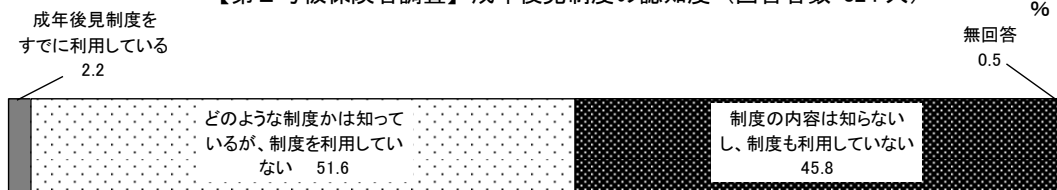
ます。【居宅サービス利用者調査】

【居宅サービス利用者調査】新宿区成年後見センターの認知度（回答者数=946人）



また、第2号被保険者では、成年後見制度について、「どのような制度かは知っているが、制度を利用していない」と回答した人の割合が51.6%と一般高齢者より高く、「制度の内容は知らないし、制度も利用していない」と回答した人は45.8%となっています。【第2号被保険者調査】

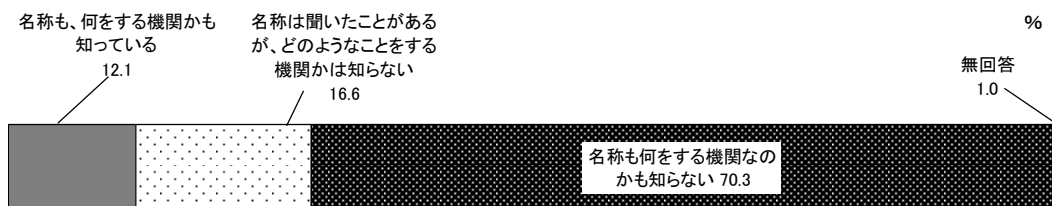
【第2号被保険者調査】成年後見制度の認知度（回答者数=824人）



新宿区成年後見センターについては「名称も、何をする機関かも知っている」と回答した人の割合は12.1%と、一般高齢者より低くなっています。

【第2号被保険者調査】

【第2号被保険者調査】新宿区成年後見センターの認知度（回答者数=824人）



2. 課題

- 今後の高齢者人口の増加とともに、認知症高齢者数も増加することが予想される中、高齢者の権利を守るために成年後見制度のさらなる普及・啓発が必要です。
- 引き続き市民後見人（社会貢献型後見人）を育成していくとともに、市民後見人受任と受任後の支援（監督及び活動支援）の充実に向けた検討が必要です。
- 高齢者虐待防止に関しては、関係機関が幅広く集まり、権利擁護全般について協議するネットワーク（権利擁護ネットワーク協議会）とともに、地域における個々の問題解決を行うため、高齢者総合相談センターが中心となって、地域単位での権利擁護に関するネットワークを構築し、虐待の早期発見、相談対応を行っていく必要があります。
- 虐待の発見・通報に、機動的に対応していくしくみをさらに整えていく必要があります。
- 高齢者虐待は、介護者から受けるケースが多く、虐待を防止するためには、介護者等への支援を充実させていく必要があります。
- 虐待で保護等を必要と判断されるケースでは、より複雑で専門的な内容が多くなってきており、弁護士等の専門職との連携が必要となっています。
- 高齢者の消費者被害の予防・救済・再発防止に向けては、関係機関が連携して、さらに情報発信、普及啓発に取り組むことが重要です。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 成年後見制度のさらなる周知と後見支援体制の充実

- 成年後見制度の一層の周知を図るとともに、成年後見センターと高齢者総合相談センターの連携を推進します。

- 市民後見人（社会貢献型後見人）の活用を推進するとともに、後見人受任後のバックアップ体制を充実させます。

(2) 地域における権利擁護ネットワークの構築及び課題解決に向けた諸施策の推進

- ケアマネジャー等による高齢者虐待の発見・通報により速やかに対応する体制を整え、虐待の実態把握と具体的防止策の充実に努めます。
- 3か所の高齢者総合相談センターを1つのブロックとしてブロック毎に関係機関、団体等が一体となった権利擁護の総合的なネットワークを構築します。そして、連携体制を強化していくことにより、地域の高齢者総合相談センターがそれぞれの相談圏域の核として機能できるよう相談・対応の充実に図ります。
- 地域の高齢者総合相談センターが、地域包括ケア会議等に際し、必要に応じて弁護士等の専門職からスーパーバイズ（助言・指導）を受けられる体制の強化を基幹型高齢者総合相談センターが行い、高齢者の権利擁護を推進します。
- 基幹型高齢者総合相談センターは、地域での対応事例をふまえたノウハウ等を広く関係機関と共有できるよう新宿区高齢者の権利擁護ネットワーク協議会を活用するとともに、地域単位のネットワークの構築を支援し連携を図っていきます。
- 虐待の発生につながらないように、介護者のリフレッシュやストレスを解消するための事業を充実させます。

(3) 消費者被害防止に向けた諸施策の推進

- 介護保険事業者、民生委員、新宿区社会福祉協議会、高齢者総合相談センターなどからなる悪質商法被害防止ネットワークを活用し、高齢者の悪質商法被害を早期発見、消費生活センターへ通報することにより、早期回復を図ります。また、高齢者クラブなどに悪質商法に関する出前講座を実施するなど、高齢者に対する普及啓発に努めます。

4. 施策を支える事業

○新宿区第二次実行計画（平成 24～27 年度）の計画事業

	23 年度末見込	26 年度 目標

○その他の事業

事業名（担当課）	事業概要
悪質商法被害防止ネットワーク （地域文化部消費者支援等担当課）	民間の介護保険事業者、民生委員、新宿区社会福祉協議会、高齢者総合相談センター、区相談担当職員など、高齢者の身近なところで活動している人たちによる悪質商法被害防止ネットワークを活用し、高齢者の悪質商法による被害を早期に発見し、新宿消費生活センターが通報を受けて早期回復を図ります。
消費者講座 （地域文化部消費者支援等担当課）	高齢者クラブなどに悪質商法に関する出前講座を実施するなど、高齢者に対する普及啓発を行います。
老人福祉施設への入所等措置 （福祉部高齢者サービス課）	心身上の障害、家庭環境、経済上の理由により、在宅で生活することが困難な 65 歳以上（特別の場合は 60 歳以上）の人を養護老人ホームへ入所措置します。

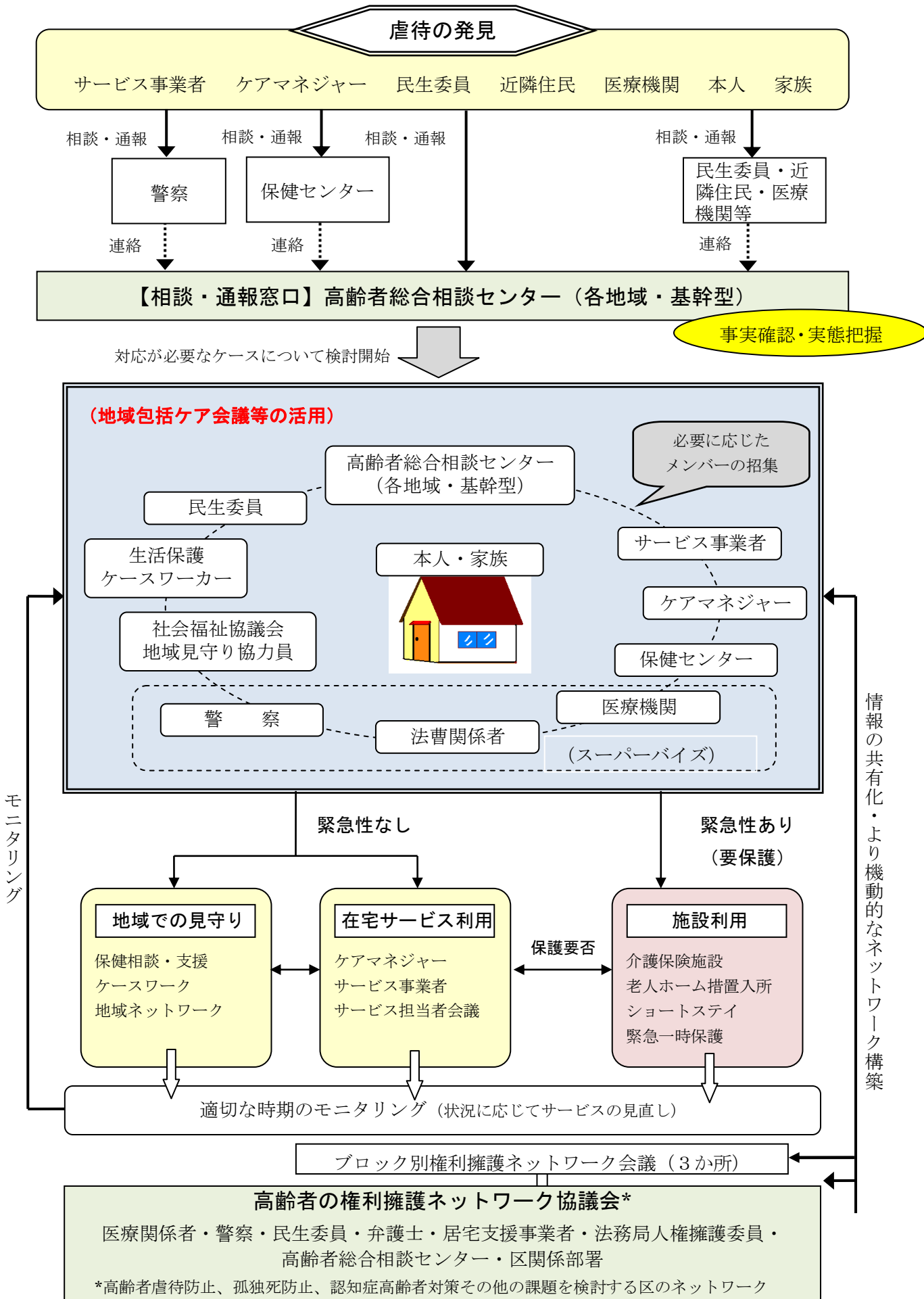
事業名（担当課）	事業概要
高齢者の権利擁護の普及啓発 （福祉部高齢者サービス課）	高齢者の権利擁護に関する普及啓発のために、区民や関係者を対象にした講演会の開催やパンフレット等を作成・配布を行い、高齢者の尊厳と安心をみんなで守る、地域支えあいのしくみづくりに結びつけていきます。
成年後見審判請求事務等 （福祉部高齢者サービス課）	身寄りのない判断能力の不十分な高齢者が、成年後見制度を利用できるよう、親族に代わって区長が家庭裁判所へ審判の請求を行います。また、成年後見制度に係る費用を負担することが困難である人に対して後見人等への報酬の助成を行います。
虐待の早期発見・相談 （福祉部高齢者サービス課）	高齢者総合相談センターを、虐待の相談、通報、届出の窓口とし、高齢者自身の届出や区民等からの通報、民生委員、ケアマネジャーからの総合相談、継続的支援を行います。
高齢者の権利擁護ネットワークの構築・運営 （福祉部高齢者サービス課）	9か所の高齢者総合相談センター3か所1区域とし、各区域に、高齢者虐待防止等の高齢者を取り巻く課題に関する関係機関によるネットワークを構築し運営していきます。
日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業） （新宿区社会福祉協議会）	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人が、地域で安心して生活できるよう支援する制度です。本人との「契約」により、福祉サービスの利用援助を中心に、必要に応じて日常的な金銭管理サービスや書類預かりサービスなど、担当の生活支援員等が支援します。

5. 指 標

指 標 名	現 状（平成22年度）	目 標（平成26年度）
【調査】 新宿区成年後見センターの認知度 （一般高齢者調査）	24.3%	35%

注) 【調査】とあるのは、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査項目を表します。

高齢者虐待対応のネットワーク



【基本目標5】

支え合いのしくみづくりを すすめます

施策 14 介護者への支援

施策 15 高齢者を見守り・支えあう地域づくり

施策 16 災害時支援体制の整備

75歳以上の一人暮らし高齢者を、定期的に地域で見守る人が増えることは、住み慣れた地域で互いに支えあう地域社会の推進につながることを指標としました。



指標名	現状（平成22年度）	目標（平成26年度）
ぬくもりだより配布に関わる地域の住民等の人数	734人	800人

施策 14 介護者への支援

介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活し続けるためには、介護保険制度の整備や地域社会での支えあいのしくみづくりに加え、在宅介護を支援するうえで、そのキーパーソンとなる家族介護者への支援策の充実を進めます。

1. 現 状

(1) 介護者の抱える負担と支援策

- 介護者も高齢者である老老介護の増加、介護の長期化、介護のための離職など、介護保険制度の利用が定着してきた中においても、介護者に負担がかかっている現状があります。「高齢者の保健と福祉に関する調査」でも、介護していて感じたことは「精神的なストレスがたまり、悲観的な気持ちになることがある」との回答が 46.2%ありました。
- 介護者に対して、家族介護者教室や交流会を実施するほか、介護者同士の自主グループ活動への支援を行っており、前計画期間において、家族介護者教室・交流会、家族介護者外出プラン参加人数は、平成 23 年度に年間 600 名を目標としていましたが、平成 22 年度実績では 538 名となっています。また、平成 21 年度から、認知症高齢者の家族への支援策として認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業や認知症介護者教室を開始しています。
- 「高齢者の保健と福祉に関する調査」の居宅サービス利用者調査では、介護保険サービスを利用して良かったこととして、「介護の負担が減って、身体的・精神的に楽になった」と回答した人は 52.4%と、平成 20 年度に実施した調査結果の 65.2%を下回り、平成 23 年度の目標である 70%にも及びませんでした。なお、次いで多かったのは「相談相手ができなかった (49.9%)」という回答となっています。

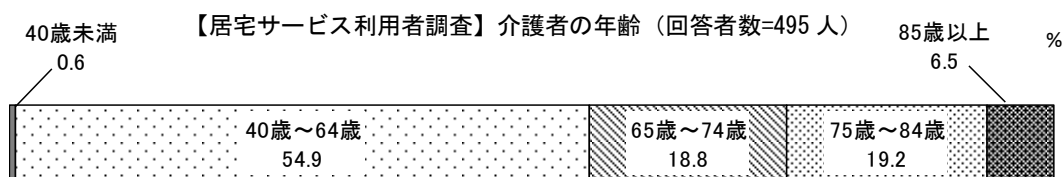
(2) 区内企業におけるワーク・ライフ・バランス

- 区では、仕事と子育て、介護の両立支援を推進するため、区内企業を対象にワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度などを実施しています。平成 22 年度に実施した「新宿区ワーク・ライフ・バランスに関する企業及び従業員の意識・実態調査」では、「法定を超える育児休業、介護休業制度」（事業所の導入割合は 20.9%、従業員の利用意向は男性 34.6%、女性 50.0%）のように、従業員の利用意向が高い制度が、事業所において十分に導入されているとは限らないことがわかりました。

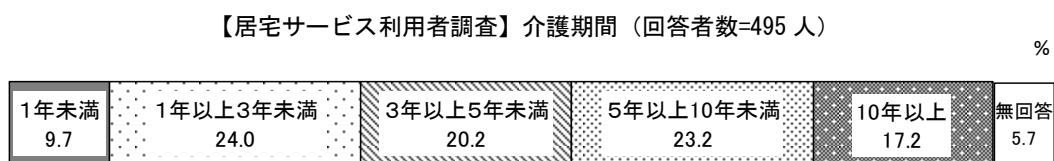
平成 22 年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

介護者の 4 人に 1 人は 75 歳以上、約 4 割が 5 年以上介護

居宅サービス利用者の介護者の年齢は、「40～64 歳」が 5 割以上ですが、「75 歳以上」も 25.7%です。【居宅サービス利用者調査】



介護期間は、5 年以上が約 4 割を占めています。3 年以上では約 6 割に達します。【居宅サービス利用者調査】

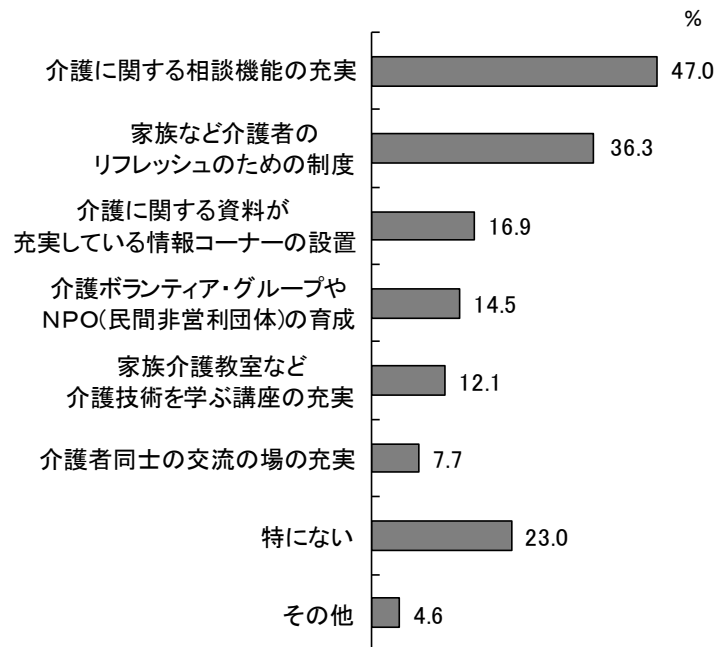


相談機能の充実、リフレッシュのための制度を希望

介護者への支援として新宿区に力を入れてほしいことは、「介護に関する相談機能の充実（47.0%）」が最も多く、次いで「家族など介護者のリフレッシュのための制度（36.3%）」「介護に関する資料が充実している情報コーナーの設置（16.9%）」の順となっています。【居宅サービス利用者調査】

【居宅サービス利用者調査】

介護者への支援として新宿区に力を入れてほしいこと（回答者数=413人）



2. 課題

- 在宅で長期に介護を続けている介護者にかかる負担は大きく、介護者の心身の負担の軽減や孤立防止のため、相談・支援体制の充実強化が必要です。
- 介護者同士の支えあい、情報交換の場として自主活動グループを位置づけ、各地域に自主グループを立ち上げていくことが課題です。そのために、新たな参加者や担い手を見出すとともに、活動への支援策を充実していく必要があります。
- 介護者支援に資する介護保険外サービスの効果を検証しながら、実施していく必要があります。
- ワーク・ライフ・バランスの実施に向けた、企業への啓発等を引き続き進めていくとともに、仕事と介護の両立に向けた支援をこれまで以上に推進することが必要です。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 介護者同士の支えあいの促進

- 多くの介護者が介護負担軽減のための事業に参加できるよう支援体制を充実するとともに、自主的に活動する家族介護者会等への支援策を充実していきます。
- 9か所の高齢者総合相談センターを核として、自主グループ化など介護者同士の支えあいを促進します。

(2) NPO や関係機関等との連携による支援の充実

- 認知症高齢者の介護者のため支援として、ノウハウを持った NPO との協働や認知症サポーターの活用等、新たな介護者支援の整備を図ります。

(3) 介護保険外サービスによる支援策の推進

- 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」で、介護者への支援として相談機能の充実とリフレッシュのための制度の要望が挙げられています。介護保険外サービスの再構築の中で介護者支援のためのサービスも検討していきます。

(4) ワーク・ライフ・バランスの充実

- 区内中小企業において、介護休業に関する制度を導入し定着していくことができるよう支援策を充実していきます。

4. 施策を支える事業

○新宿区第二次実行計画（平成 24～27 年度）の計画事業

	23 年度末見込	26 年度 目標

○その他の事業

事業名（担当課）	事業概要
家族介護者教室・交流会 （福祉部高齢者サービス課）	高齢者を介護している家族及び過去に介護の経験のある家族を対象に、講演会及び交流会を開催し、介護負担の軽減を図ります。また、介護者相互の交流を深めることにより、自主的に活動する家族介護者会等の活動へ結び付け、支援していきます。
家族介護者外出プラン （福祉部高齢者サービス課）	高齢者を介護している家族に、日常生活を離れての外出プランに参加してもらい、介護疲れ、精神的ストレスの解消を図ります。
高齢者緊急ショートステイ事業 （福祉部高齢者サービス課）	緊急でショートステイが必要な人に対し、有料老人ホーム等の居室を提供することで、緊急時における要介護者の生活の場を一時的に保障し、その在宅生活を支援します。
介護者の休養 （福祉部介護保険課）	福祉施設等への短期入所（ショートステイ）や通所介護（デイサービス）を利用することにより、介護者の負担の軽減を図ります。

事業名（担当課）	事業概要
家族介護慰労金の支給 （福祉部介護保険課）	要介護4又は5で住民税非課税世帯の要介護被保険者を、1年間介護保険サービスを使わずに在宅で介護しているなどの支給要件を満たした家族に対して慰労金を支給します。
男性の育児・介護サポート 企業認定モデル事業 （子ども家庭部男女共同参画課）	区内中小企業者において、男性が育児・介護休業等を取得しやすい職場環境づくりを支援します。

5. 指 標

指 標 名	現 状（平成22年度）	目 標（平成26年度）
家族介護者教室・交流会 参加人数（年間）	448名	510名

施策 15 高齢者を見守り・支えあう地域づくり

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、介護サービスや区独自のサービスが充実していることに加え、地域で支えあうことが大切です。

区では、地域での支えあいの輪が広がるよう働きかけを行っていきます。

1. 現 状

(1) 地域における様々な安否確認・見守り活動

- 区が新宿区社会福祉協議会に委託実施しているふれあい訪問・地域見守り協力員事業では、希望する 65 歳以上の一人暮らし高齢者等に対して地域見守り協力員（地域のボランティア）による月 2 回程度の訪問活動を行っています。
- 平成 23 年度の地域見守り協力員の目標を 400 人、地域見守り対象者数の目標を 680 人としていましたが、平成 22 年度の実績はそれぞれ 369 人、694 人であり、地域見守り対象者数では目標を上回っています。
- 高齢者の孤独死防止を目的として、平成 19 年度から 75 歳以上の一人暮らし高齢者を対象として、月 2 回情報紙「ぬくもりだより」をボランティア等の協力により訪問配布を行い、安否確認・見守り活動を行っています。
- 平成 21 年度から、NPO との協働事業をきっかけとして、大規模団地内での定期的な「ほっと安心カフェ」に取組み、地域の方同士の交流・支えあいの場づくりを進めています。
- 平成 22 年度からは新たな高齢者見守り対策として、民生委員が 3 年に 1 回行う 75 歳以上高齢者の安否確認や区内の事業者との連携による見守りを行い、重層的に高齢者の見守りを行っています。
- 見守り活動からの相談や実態把握の相談窓口としては、地域の実態把握、総合相談機能を担っている高齢者総合相談センターを位置づけています。また見守りを行うボランティア等との懇談会を定期的実施して

います。

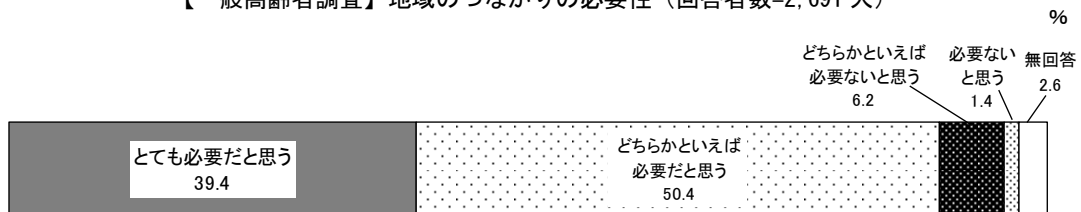
(2) 地域における支えあい活動のコーディネートや人材の広がり

- 新宿区社会福祉協議会は、柔軟で幅広い地域での見守り・支えあいの活動などをコーディネートし、地域において大きな役割を果たしています。また、町会・自治会など様々な団体や個人によるボランティア活動など、多種多様な地域活動への支援も行っています。
- 介護支援ボランティア・ポイント事業における登録ボランティアの人数は平成 23 年度に 200 名を目標としていましたが、平成 22 年度の実績は 231 名で、目標を上回っています。また、「ボランティア活動等にいきがいを感じている人の割合」については平成 23 年度に 10%を目標としていましたが、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の一般高齢者調査結果によると、9.9%という結果でした。

地域のつながりについて 9 割が必要と回答

「日々の暮らしの中で、地域のつながり（住民同士の助け合い・支え合いなど）は必要だと思いますか？」という問いに対して、一般高齢者では「とても必要だと思う（39.4%）」と「どちらかといえば必要だと思う（50.4%）」を合わせて 89.8%、居宅サービス利用者では、「とても必要だと思う（42.7%）」と「どちらかといえば必要だと思う（46.8%）」を合わせて 89.5%と、いずれも約 9 割が「必要だと思う」と回答しています。【一般高齢者調査、居宅サービス利用者調査】

【一般高齢者調査】地域のつながりの必要性（回答者数=2,691 人）



【居宅サービス利用者調査】地域のつながりの必要性（回答者数=946 人）



在宅生活の継続に「近所の人などの見守りや声かけが必要」が約 2～3 割

「介護が必要になっても、在宅で暮らし続けるためには、何が必要だと思いますか」との問いに対して、一般高齢者では「近所の人を見守りや手助けがある（22.3%）」「近所の人や民生委員などによる、定期的な訪問や声かけがある（22.6%）」との回答がそれぞれ約 2 割となっています。また居宅サービス利用者でも、「近所の人を見守りや手助けがある（27.9%）」「近所の人や民生委員などによる、定期的な訪問や声かけがある（18.8%）」との回答が約 2～3 割となっています。【一般高齢者調査、居宅サービス利用者調査】

2. 課題

- 高齢者やその家族が地域で安心して生活できるように、孤独死防止、高齢者虐待の早期発見や認知症高齢者への支援等、高齢者とその家族に関する問題を地域住民が共有化する取組みを継続していくことが必要です。
- 一人暮らし高齢者が増加してきている現状から、見守り活動や定期的な訪問活動などを充実していく必要があります。その際に、高齢者の見守り活動を受け入れない高齢者への対応やオートロック式のマンションやセキュリティー機能があるマンションに住む高齢者の安否確認の方法についても検討していく必要があります。また、安否確認の方法については、災害時を想定した検討も必要です。
- 一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の見守りや安否確認については、地域の様々な見守り活動による気づきを高齢者総合相談センターにつなげることにより、より適切な支援に結びつけていくことが必要です。
- 見守りや支えあい活動の充実のためには、ボランティアによる活動を支援していくことが必要ですが、地域で高齢者を見守る担い手も高齢化しており、より広範な世代によるボランティアへの参加が必要となっています。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 地域包括ケアシステムを活用した見守り体制の強化

- 地域高齢者総合相談センターによる地域包括ケアシステムと医療・介護の連携を図り、地域の実態に即したしくみを構築します。
- 今後ますます増加すると予想される一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者等が、孤立することなく、いざというときにも地域で安心して生活できるように、高齢者総合相談センターが中心となって地域の様々な社会資源の掘り起こし・ネットワークづくりを積極的に行い、高齢者及び家族を支援する関係者の「顔が見える」見守り体制を推進し

ます。

- 区及び高齢者総合相談センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、見守り、支えあいのしくみの輪を新宿区社会福祉協議会と連携し、地域の様々な団体、個人へ輪が広がるような働きかけを行っていきます。

(2) 日常的な見守り活動の継続実施

- 地域で日常的に見守り活動をしている関係者による定期的な情報交換を継続的に行うとともに、各種見守りサービスや地域活動の連携を図ります。
- ボランティアによる会食方式の食事サービス等、地域での自主活動を通じた見守りを拡充するとともに、見守りにつながる様々なサービスの一層の周知・活用を図ります。

(3) 若年層を含む広範な世代のボランティア活動参加への促進

- 高齢者を支えるボランティア活動等の地域活動に多くの人に参加するための、活動情報の提供や紹介を行うとともに、積極的・安定的に続けられるよう支援する体制を整備していきます。また、高齢者自身が介護支援のボランティア活動を行うしくみを構築し、介護予防やいきがいづくりを推進していきます。
- ボランティア活動に関する情報提供を行い、若年層も含め広範な世代による地域の見守りを進めます。

4. 施策を支える事業

○新宿区第二次実行計画（平成 24～27 年度）の計画事業

	23 年度末見込	26 年度 目標

○その他の事業

事業名（担当課）	事業概要
民生委員による相談活動 （福祉部地域福祉課）	地域住民がそれぞれの能力に応じて自立した生活が営めるよう必要に応じて生活状態を適切に把握し、常に住民の立場に立って、相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助を行います。
ふれあい訪問・地域見守り 協力員事業 （福祉部地域福祉課） （新宿区社会福祉協議会）	①ふれあい訪問 地域との交流が少ない一人暮らし高齢者等に対して、専門の相談員が訪問を行い、安否確認と日常生活に関する相談に応じ、見守り協力員事業をはじめとした各種福祉施策につなぐことで、自立した生活を支援します。 ②地域見守り協力員 一人暮らし高齢者等に対して、安否の確認等のために、ボランティアが定期的に見守り・声かけ訪問を行い、ぬくもりだよりを配布するほか、身近な地域での支えあいのしくみづくりが推進されるよう社会福祉協議会がボランティア活動の支援と調整を行います。
ちょこっと困りごと援助 サービス （福祉部地域福祉課） （新宿区社会福祉協議会）	一人暮らし高齢者等に対して、困りごとの解決に協力できるボランティアを紹介し、日常生活でのちょっとした困りごとを援助し地域で安心して自立した生活が送れるように支援します。あわせてボランティアによる地域の支えあい活動のしくみを生かすことで、地域との新たなつながりを生み出し、地域支えあいのコミュニティーの形成を図ります。

事業名（担当課）	事業概要
高齢者の孤独死防止に向けた取組みの推進 （福祉部高齢者サービス課）	75 歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、高齢者向け情報紙（ぬくもりだより）を毎月 2 回訪問配布します。既存のサービスでは目の届かなかった高齢者の安否確認及び、見守りにより高齢者の孤独死防止を図ります。
暮らしのサポート事業 （新宿区社会福祉協議会）	日常生活で支援を必要とする人が、地域で安心して、より心豊かに暮らせるように、地域の人同士の支えあい活動による「地域で支えるしくみづくり」をすすめます。 社会福祉協議会が支援を必要とする人の個別のニーズに合わせ、実際に協力できる人をコーディネートし、地域の支えあいの関係づくりを支援していきます。また、高齢者総合相談センターや他の社会資源等と連携し、地域での住民相互の支えあいのネットワークづくりを推進していきます。
地域ささえあい活動助成金事業 （新宿区社会福祉協議会）	区民が主体的に参加し地域で共有する問題の解決に向けて取り組む活動に対し、経費の一部を助成します。区内で実施している活動、これから立ち上げようとしている活動、又はボランティア活動団体等を対象とします。
（再掲）ふれあい・いきいきサロン （新宿区社会福祉協議会）	地域住民の誰もが気軽に参加でき、高齢者の閉じこもり・引きこもりの予防や地域交流・異世代交流などにもつながるサロンの普及と参加を促します。

5. 指 標

指 標 名	現 状（平成 22 年度）	目 標（平成 26 年度）
75 歳以上の一人暮らし高齢者のうち、ぬくもりだよりを配付している人の割合	74.5%	80%

施策 16 災害時支援体制の整備

平成23年3月11日に発生した東日本大震災のような大規模災害が発生した場合に備え、安全対策の体制づくりをさらに進めていきます。

特に、ひとり暮らしや要介護状態にあるなど、災害時に一人では避難できない高齢者の安全確保に向けた対策として、災害時要援護者名簿への登録拡大、災害情報の提供、安否確認や見守り、地域での連絡体制や誘導體制、避難ルートの確保などに取り組んでいきます。

1. 現 状

(1) 災害時要援護者名簿の整備

- 災害時要援護者名簿の登録者数は、平成22年12月1日現在1,595名でしたが、東日本大震災後に名簿登録申請者が増加しており、平成23年6月1日現在登録者数は、1,940名と約350名の新規登録がありました。このことから災害時の避難体制について、区民の関心が高まっていることがうかがわれます。

(2) 災害時要援護者支援プラン骨子の策定

- 平成18年3月に国が「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を示したことを受け、要援護者登録名簿の整備及び個別の支援プラン作成についてモデル実施等を行いながら、平成23年3月には「新宿区災害時要援護者支援プラン骨子」を策定しました。その中で、以下の5項目を課題としてあげています。

- 1 災害時要援護者名簿登録者の拡大
- 2 安否確認・避難誘導方法
- 3 避難所での対応・支援
- 4 二次避難所（福祉避難所）での対応
- 5 地域連携・協働体制のしくみづくり

これらの課題のうち、平成23年度には「災害時要援護者名簿登録者の拡大」として、登録者に対し家具転倒防止器具等を配付するのみであ

ったものを、取り付けまで実施して拡大のきっかけにするとともに、広報、高齢者向け情報紙への掲載回数を増やし、民生委員の訪問時に声掛けを行うなど、積極的な拡大に努めています。

また、「安否確認・誘導方法」については、詳細なマニュアルを作成するとともに、福祉避難所の在り方についても見直しを図っています。

さらに、「地域連携・協働体制のしくみづくり」の具体的取り組みとして、防災組織や民生・児童委員、関係行政機関で構成する「災害時要援護者関係機関連絡会」を平成23年7月にスタートしました。

- 「二次避難所（福祉避難所）での対応」については、平成23年度中に二次避難所（福祉避難所）に備蓄物資を整備します。また、介護施設（かしわ苑）での要介護者（高齢者）の受け入れに関するモデル事業を実施し、在宅で生活している要援護者の避難所のあり方について検証します。
- 「新宿区災害時要援護者支援プラン骨子」における5項目の課題については、具体的な検討を始め災害時要援護者アクションプランとして策定を進めています。

平成22年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

災害時要援護者登録名簿の認知度は1割弱

災害時要援護者登録名簿の認知度について、「知っている（9.3%）」と回答した人は、65歳以上の一般高齢者では約1割でした。【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】災害時要援護者登録名簿の認知度（回答者数=2,691人）

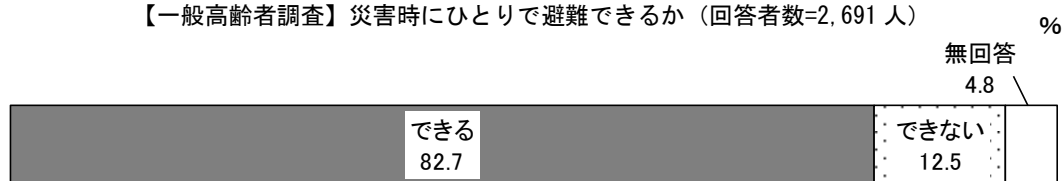


一人で避難できるのは一般高齢者の約8割、居宅サービス利用者の約3割

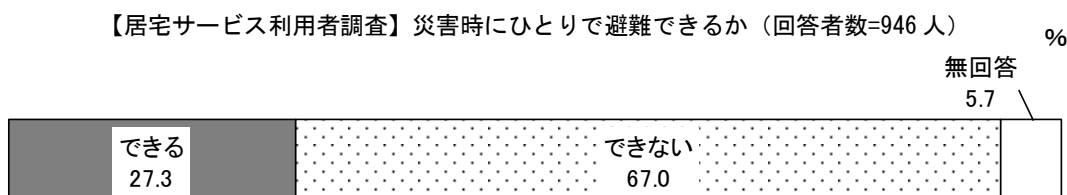
「災害時や火災など緊急時に、ひとりで避難できると思いますか」との問いに対して、一般高齢者では「できる」と回答した人は82.7%、「できない」と回答した人は12.5%となっています。一方、居宅サービス利用者で

は、「できる」と回答した人は27.3%、「できない」と回答した人は67.0%となっています。【一般高齢者調査、居宅サービス利用者調査】

【一般高齢者調査】災害時にひとりで避難できるか（回答者数=2,691人）



【居宅サービス利用者調査】災害時にひとりで避難できるか（回答者数=946人）



2. 課題

- 災害時要援護者登録名簿は、関係機関（警察・消防・防災区民組織・民生委員など）に配付されるため、個人情報観点から本人の申し出（手上げ方式）によって登録しています。本来登録すべき対象者に対する周知・登録勧奨を強化し、更なる災害時要援護者名簿登録者の拡大を図る必要があります。また、名簿の情報共有や管理方法について具体的に定めていく必要があります。
- 災害時における要援護者の安否確認や避難誘導の具体的な方法について、民間事業者や町会・自治会などと連携して取り組む必要があります。
- 二次避難所（福祉避難所）における具体的な対応と支援体制の整備が課題となっています。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 災害時要援護者名簿登録の拡大と名簿の活用

- 災害時要援護者に該当しているにもかかわらず、名簿に未登録な方に対して定期的に周知・登録勧奨を行い、更なる災害時要援護者名簿登録者の拡大を図っていきます。
- 発災時における安否確認を確実に行っていくため、名簿の情報共有が必要な施設の検討や名簿の管理方法を検討します。

(2) 安否確認及び災害時避難体制の充実・強化

- 災害時に備え、関係機関などと情報を共有し、連携することにより安否確認・避難支援体制の充実を図ります。
- 災害時の地域での支え合いや安否確認等について、地域ごとに意見交換を行うなどして、地域・各施設等による安否確認及び避難誘導の体制づくりを行います。
- 総合ボランティアセンターとの連携を含めた安否確認及び避難情報の照合方法・体制整備を推進します。
- 関係機関連絡会の運営により、災害時の連携・協働の体制をより強化していきます。

(3) 二次避難所（福祉避難所）の支援体制の整備

- 福祉避難所としての施設の位置づけや運営について検討するとともに、相談支援体制の整備及び避難所運営に必要な備蓄物資等の充実・確保を進めていきます。

4. 施策を支える事業

事業名（担当課）	事業概要
災害時要援護者対策の推進 （区長室危機管理課）	（災害時要援護者支援プラン骨子） 災害時要援護者の支援体制整備計画を策定し、福祉避難所の整備を推進します。災害発生時には要援護者の避難に対し、区及び関係機関がこれを支援、援助する体制を整備し、もって要援護者の生命及び身体を災害から保護します。 （家具転倒防止器具の設置） 地震により被害を受ける要因では、家具類の転倒・落下によるものが大きな割合を占めています。災害時要援護者名簿の新規登録者のうち希望者全員に、家具転倒防止器具を3点まで無料で設置し、安全確保を図っています。
災害時要援護者登録名簿の活用 （福祉部地域福祉課） （区長室危機管理課）	災害発生時において、自らを守るための適切な防災行動をとることが困難な人があらかじめ「災害時要援護者登録名簿」に登録しておくことにより、事前に警察・消防・防災区民組織等が把握しておくことができ、災害時に安否確認や避難誘導その他の適切な救援が行われるようにします。

5. 指 標

指 標 名	現 状（平成22年度）	目 標（平成26年度）
災害時要援護者名簿の新規登録者数	1,648人	600人増 (200人増/年度)
【調査】 災害時要援護者名簿の認知度（一般高齢者調査）	9.3%	15%

注) 【調査】とあるのは、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査項目を表します。